平成 28 年度 大学機関別認証評価

自　己　点　検　評　価　書

［日本高等教育評価機構］

平成 28(2016)年 6 月

日本映画大学

目　次

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・　P1～P6

Ⅱ．沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P7～P9

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・　P10～P50

基準１　使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P10～P13

基準２　学修と教授・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P13～P37

基準３　経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P37～P45

基準４　自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P46～P50

Ⅳ．大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価・・・・・　P51～P58

基準Ａ　研究活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P51～P53

基準Ｂ　社会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P53～P56

基準Ｃ　国際交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P56～P58

Ⅴ．エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P59～P66

エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P59

エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P60～P66

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

１．建学の精神・大学の基本理念

日本映画大学（以下、「本学」という）の建学の精神は、本学の母体である日本映画学校の創立者、映画監督・今村昌平（1926－2006）の建学・創設の理念を基本に踏まえ、それを継承している。

本学の歴史は、昭和 50(1975)年 4 月、横浜駅前に今村昌平監督が、**『既設のレールを走りたくない若者たち、常識の管理に甘んじたくない若者たちよ集まれ』**と呼びかけて創設・開校した 2 年制の**「横浜放送映画専門学院」**に始まり、昭和 61(1986)年に現在の川崎市麻生区の新百合ヶ丘の地に移り、3 年制の専門学校である**「日本映画学校」**へと改組・発展した。その後、平成 22(2010)年 10 月に大学設置の認可が下りて、4 年制の単科大学**「日本映画大学」**を創設、翌平成 23(2011)年 4 月に開学し、平成 28(2016)年 3 月で 5 年を経過した。

主要諸外国には、国公立や私立の映画大学は数多く存在するが、日本では映画専門の大学としては、本学が初めてである。

なお、文字通り今村学校であった「日本映画学校」は、大学となるに伴い、平成 25(2013)年 3 月に閉校となったが、その建学の精神、教育理念・教育姿勢は本学に引き継がれることになった。

『日本映画学校は、人間の尊厳、公平、自由と個性を尊重する。
個々の人間に相対し、人間とはかくも汚濁にまみれているものか、人間とはかくもピュアなるものか、何とうさんくさいものか、何と助平なものか、何と優しいものか、何と弱々しいものか、人間とは何と滑稽なものなのかを、真剣に問い、総じて人間とは何と面白いものかを知って欲しい。
そしてこれを問う己は一体何なのかと反問して欲しい。
個々の人間観察をなし遂げる為にこの学校はある。』

これが、今村昌平監督の日本映画学校創立にあたり掲げた建学の理念であり、この全文は、新百合ヶ丘校舎及び白山校舎の玄関入り口に銘文として、また本学のホームページ（http://www.eiga.ac.jp）や「大学案内」にも掲載されている。なお、今村昌平監督は、「知は武器である」の信念のもと、平成 2(1990)年には、大学設立の構想プランも発表しており、今日の大学設立の原点となっている。

この創始者の理念のもと、大学となって、次の「建学の精神」が銘文化された。

◆建学の精神

1975(昭和50)年、今村昌平監督は、失われつつある映画撮影所に代わり、映画製作を志す若者を養成するために2年制の専門学院を開設しました。
今村監督はさらに「知は武器である」の理念のもとに、大学設立を視野に入れた構想を1990(平成2)年に発表。残念ながら、その夢の実現を見ることなく今村監督は逝去されましたが、いま、私たちは監督の「思い」を引き継ぎ、学院創設以来ここから巣立ち、輝かしい業績を示しつつある卒業生たちに支えられなが

ら、2011(平成23)年春、日本映画大学を開学しました。
私たちは、あらゆる映像の原理であり世界の共通語である映画を中心に、「映画人の養成と学術コミュニティの構築」「人間として生きる力となる映画力」「映画を媒体とした地域社会との連携」を目的として、新しい感性と専門的な技術を持って映画を創り出していく者、高度な知識の獲得へ向かって研究する者、さまざまな分野で映画を媒体として地域を発展させる者、を養成していきたいと考えています。
映画は1秒24コマのフィルムで表現してきました。しかし、映画はいま大きな転換期を迎えています。未来の映画がフィルムという形式で存続するのか、日々進展し続けるデジタルへと変化していくのか。
いずれにせよ、約120年前に人間が手にした「動く映像」の次の世界を創り出し、その将来を見届けるのは映画への新しい参入者であり、そのような人間たちを育成することが日本映画大学の使命であると考えます。

今村学校は、昭和 40(1965)年代には、姿を消しつつあった映画撮影所に代わって、映画人の養成機関、後継者の教育機関として創設されたもので、以来この 35 年間に約 6,500 人を超す卒業生を世に送り出し、映画・映像関連分野の第一線で活躍する多くの人材を輩出してきたが、以後は大学がその責務を担うこととなった。
大学は、平成 23(2011)年の開学以来 5 年を経過し、平成 27(2015)年 3 月に第 1 期の卒業生を、平成 28(2016)年 3 月に第 2 期の卒業生を社会に送り出したが、その多くの者が映画・映像分野に就いていることから、今後さらに社会のニーズに応えられるよう、より一層の教育内容の充実や教育環境の改善に努めていくことが重要となっている。

２．大学の使命・目的

前述の建学の精神のもとに、本学の設立理念と目的を、より具体的に説明を加えたものが、次の三点である。

① 映画の制作・上映と研究・理論化の双方、両翼の両立をめざし、さらにはその融合を図ることで、新しいタイプの優れた映画人の育成・輩出と、映画の持つ潜在的な可能性を目覚めさせ（掘り起こし）、及び映画学の学問体系として飛躍的進展に本学は寄与することを目的とする。さらに、その学術コミュニティー構築の拠点たらんとする。

② 日本の優れた映画制作の技術・能力やその文化の伝統を尊重し、文化資源としてアーカイブ化し、ものづくりの精神を継承していく基盤整備の構築を目的とする。併せて、日本の文化・芸能・芸術に対する誇りと自信を把持し、世界に向けて発信していける（文化立国としての日本を担う）有為な人材育成を目指す。

③ 21 世紀の国際社会でお互いが協力・協調して平和を希求し、想像力の射程の深い共感力豊かな人材養成を目的とする。特にアジアの国と諸地域に対し、映画力（映

画が具備した社会的・政治経済的・環境的なメッセージ力）を介して社会貢献し、相互の交流・連帯を促進する。

３．大学の個性・特色

・コース制の採用

本学（映画学部映画学科）は、その教育研究活動の範囲及び性格から、創作系と理論系との 2 つの系から成り立っている。

創作系は、映画監督や脚本家を目指す「脚本演出コース」をはじめとして、「撮影照明コース」、「録音コース」、「編集コース」、「ドキュメンタリーコース」の 5 つのコースがある。理論系には、平成 26(2014)年度中に、「理論コース」を名称変更した「映画・映像文化コース」がある。なお、平成 28(2016)年度入学生を対象とした「身体表現・俳優コース」を設けた。

・少人数教育の実施ときめ細かい学生支援体制

本学は、1 学年 140 人（定員）、しかも 1 学部 1 学科という小規模な大学であるため、学生に対して、演習中心の少人数教育が徹底可能であり、きめ細かな行き届いた指導が可能な学修環境が整っている。専任教員数も全体で 27 人であり、創作系・理論系の教員数が各々半数ずつでバランスを保っており、教授会はじめ各種委員会において、他の諸会議での動向や問題点、在籍学生の個々の様態や学修状況が常に把握できており、お互い緊密に熟知し、連携・対処し合える状況にある。

特に、1 年次生については担任制度を設けて、個々の学生指導や修学支援はもとより、各種の相談業務について支援する体制をとっており、専門別に進路が決定した 2 年次後期以降は、コース担当教員がその役割を担っている。

・多様な授業形態による授業展開

カリキュラムや授業形態の特色としては、異なる専門領域の教員同士の「コラボレーション授業」や「ペア授業」、「オムニバス授業」等を多数用意しており、学生や教員にとっても相互に刺激的で新鮮味のあるダイナミックな授業展開が可能となっている。

本学の創作系の専任教員は、すべて現役の映画人、つまりプロフェショナルであるため、最新の知見を備えた現場感覚の豊かな実製作者である。一方、理論系の専任教員も、研究や批評・評論、国際映画祭、国際支援といったアカデミズムの実践的な分野の専門家で構成されている。したがって、創作・理論両系の教員同士がタッグを組んだ上述のような授業形態では、受講生を複眼的、多層的に指導、助言することができる。また、理事長（映画プロデューサー）や学長（映画評論家・映画史家）も授業を担当しており、脚本（シナリオ）指導等にも多数の非常勤講師を配している。

・個性豊かな入学者

本学を志願し入学してくる学生の出身地は、北海道から沖縄まで全国各地に及ん

でいる。また、海外からは、遠くベラルーシや、中国、内モンゴル、台湾、韓国、タイ、インドネシア、マレーシア、ニュージーランドなどアジア諸国からの留学生もおり、さらに企業や新聞記者を経験した者や、映画とは関係ない学部を経た社会人学生や編入生など、年齢も文化も経歴もさまざまに異なった多様な学生から構成されている。

入試の選抜方法においても知識偏重ではなく､いわゆる偏差値等では測りにくい、学生の個性や意欲、感性（センス）を重視し、受験生の可能性、潜在力を見抜き引き出すような工夫がこらされている。

・特色ある授業科目

本学の建学理念を体現した象徴的な授業科目である「人間総合研究」は、入学直後の時期から 2 ヵ月間集中的に新入生全員が履修しなければならない必修科目である。入学して間もなくのまだお互いよく知らない新入生同士が、企画立案し、協議し協力しつつ、取材対象者や関連諸機関と交渉し、調査、インタビュー等の取材を重ねながら第三者に見せる発表「作品」に仕上げていく、ユニークな集団的演習型授業科目である。

発表に際しては、動画は原則禁止、専らスライド写真（初めてフィルムカメラを手にする学生が殆ど）と時に絵画や OHP(Overhead Projector)、録音した音声、構成台本に基づいたナレーションや音楽や演技も交えただけでプレゼンテーションしなければならない。最終的な発表に向けて分担した各パートの綿密な連繋・調整をしてリハーサルを万端繰り返し、全教員、全学生を前にした 3 日間に及ぶ発表会に臨む。

この「人間総合研究」は新入生全員に課せられた必修科目であるばかりか、本学の看板授業科目であり、一人の人間（対象者）と徹底的に向き合うことの基本姿勢を学び映画人としての第一歩となる、しかも以後 4 年間の種々のカリキュラムをこなしていく上での大きな太い支柱であり基盤となる授業である。初年次教育が重視されている昨今、この「人間総合研究」科目こそ、正真の「アクティブ・ラーニング」そのものに他ならない。以後、4 年間の間に履修する教養科目（A～E 群）56 科目も、この「人間総合研究」という基幹科目によって、さらに血肉化されることになる。

・地域との連携・協力

大学の設立にあたっては、地元川崎市や麻生区に校舎敷地の提供など多大な協力を得て開校しており、また川崎市も「映像のまち・かわさき」を前面に打ち出していることも相俟って､市も本学も､地域社会に対してお互いさまざまな面での協力・支援関係の構築を図っている。実際､「KAWASAKI・しんゆり映画祭」への協力をはじめ、地元の小学生向けの体験ワークショップ・麻生区こども関連大学連携事業を実施し、学生や教職員らによる映画制作の指導をして、上映会に至るまで体験させる「こども映画大学」として毎年度実績を重ねている。体育館や校庭等、大学施設を地域住民のスポーツ活動に対しての開放や、災害緊急時の避難場所として防災

訓練に活用されるなど、また、白山納涼祭をはじめ地域社会と一体となって本学の存在意義を発揮している。学生主体の「日本映画大学学友会」も組織として公認され活動がはじまり、地域との関連行事や催し等に参画している。

在学生、教職員と保護者向けに配付している年 2 回発行（4、10 月）の学内情報冊子『白山通信』も近隣住民へ回覧、配布しており、地域との繋がりの記事も収載していくことにより、一層の連携が図られることを期待している。

・国際交流への積極的な取り組み

国際交流に関しても本学は特色を打ち出しており、世界的な映画教育活動を展開する CILECT(Centre International de Liaison des Ecoles de Cinéma et de Télévision, English: International Association oF Film and Television Schools)に日本映画学校時代から引き続き加盟している。ジョージ・ルーカス監督の出身校「南カルフォルニア大学（USC）」や、チャン・イーモウ監督の「北京電影学院」、フランソワ・オゾン監督の「フランス国立映像音響芸術学院（Femis）」など世界全域 60 カ国、160 以上の映画大学や学校がこの CILECT に加盟している。昭和 29(1954)年にフランスのカンヌで設立された由緒ある国際組織であり、日本では、本学と日本大学藝術学部の 2 校が正規の会員校である。

本学が開学して間もない、平成 23(2011)年夏には、アンジェイ・ワイダ監督やロマン・ポランスキー監督らを輩出したポーランドの名門、国立ウッチ映画大学の教員グループが本学を訪れ、本学で学生指導のもと撮影ワークショップを行い、完成作品「世界の夜明けから夕暮れまで」が岩波ホールほか劇場公開されて話題を呼んだ。

平成 24(2012)年度には、韓国国立芸術綜合学校と学術交流協定を締結し、平成 25(2013)年度から「日韓学生共同制作プロジェクト」がスタートし合作映画の制作が始まった。日本を舞台に、脚本・監督を韓国側が、撮影・録音は本学が担当。編集、仕上げは韓国で行い、短編映画「風邪」を完成させ、両国で上映された。

平成 26(2014)年度は、本学が脚本・監督を担当、韓国で撮影した「熱（ヨル）」が合同制作され、平成 27(2015)年度は日本で撮影した「蝋人形」を合同制作するなど、交互に行き来する形で交流を深めている。

また、平成 25(2013)年 11 月には、国立台北藝術大學とも学術交流協定を締結し、さらに、平成 26(2014)年 4 月には、中国の名門・北京電影学院とも同様な学術交流協定を締結している。

平成 27(2015)年 3 月には、国際交流基金の支援を受けて、タイ、インドネシア、フィリピンの各映画大学の学生、教員と本学の学生、教員が春休みの約 1 週間をかけて交流する学修プログラム第 1 回「…and Action! Asia―映画・映像専攻学生交流プログラム―」を実施し、平成 28(2016)年 3 月にも、交流・学修プログラムとして第 2 回「…and Action! Asia―映画・映像専攻学生交流プログラム―」が本学で実施された。

この交流プログラムは、学生たちが互いに自分達の企画をプレゼンテーションし、批評や感想を交わし合い、お互いの親睦を深めあう格好のプログラムとなっている。

年々、アジア諸国の映画大学とも様々な国際交流の機会や場が増えていく傾向にあり、平成 27(2015)年度 4 月にはインドネシアのジャカルタ芸術大学との学術交流協定を締結するなど、諸外国からの交流の要請も増えてきている。

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

昭和 50(1975)年 4 月	横浜駅前に 2 年制の各種学校 横浜放送映画専門学院を創立者今村昌平が開校。
昭和 59(1984) 年 4 月	留学生募集開始。アジアを始め、諸外国から映画を学ぶ学生を受け入れる。
昭和 60(1985)年 11 月	学校法人神奈川映像学園が設立され、3 年制の専門学校とし、名称を「日本映画学校」に改める。神奈川県知事より設置認可。
昭和 61(1986)年 4 月	川崎市、小田急電鉄、映画会社等の協力により、川崎市の新百合ヶ丘駅前に新校舎が完成。今村昌平が理事長、学校長に就任して日本映画学校 映像科・俳優科を開校。
	日本映画学校開学記念、日本映画学校・ATG 共同作品「君は裸足の神を見たか」を劇場公開。
昭和 63(1988)年 10 月	東京、新宿「テアトル新宿」にて、第 1 回新宿映画祭を主催。以後、第 8 回まで開催。
平成 1(1989)年 4 月	日本映画学校・日本ヘラルド映画共同作品「バナナシュート裁判」を劇場公開。
平成 4(1992)年 4 月	石堂淑朗　学校長に就任。
平成 4(1992)年 8 月	日本映画学校・日本ヘラルド映画共同作品「福本耕平かく走りき」を劇場公開。
平成 7(1995)年 10 月	第 1 回しんゆり映画祭開催。日本映画学校全面協力のもと小田急線新百合ヶ丘駅周辺地域で毎年秋に開催。
平成 8(1996)年 4 月	飯利忠男（佐藤忠男）学校長に就任。
平成 11(1999)年 1 月	映像機関誌「日本映画学校だ」創刊。
平成 16(2004)年 11 月	飯利忠男（佐藤忠男）学校長、理事長に就任。
平成 19(2007)年 10 月	佐々木正路（佐々木史朗）理事長に就任。
平成 22(2010)年 10 月	文部科学省より日本映画大学設置認可。
平成 23(2011)年 4 月	日本映画大学開学。
	アルテリッカしんゆり芸術祭 2011 プレイベントとして、昭和音楽大学共催により日本映画大学開学記念イベント「小沢昭一と映画と音楽と」を開催。
平成 23(2011)年 8 月	麻生区こども支援室委託事業として、麻生区内の小学生を対象とした「日本映画大学わくわく体験ツアー」を実施。
	ポーランド国立ウッチ大学講師による学生ワークショップ「ドキュメンタリー制作プロジェクト」を実施。
平成 23(2011)年 12 月	ポーランド国立ウッチ大学講師による学生ワークショップ作品「世界の夜明けから夕暮れまで」の日本プレミア特別上映会を日本映画大学新百合ヶ丘キャンパスで開催。

平成 24(2012)年 3 月	平成 23 年度麻生区地域課題対応事業・日本映画大学開学記念企画として「映画がつなぐ被災地とあさお」を主催。
	日本映画学校 俳優科を廃止。
平成 24(2012)年 4 月	アルテリッカしんゆり芸術祭 2012 プレイベントとして「無声映画と音楽の夕べ」を昭和音楽大学と共催。
	毎日新聞社、株式会社チネチッタ、日本映画大学との産学連携事業として「チネチッタ名画座」を実施、継続中。
平成 24(2012)年 8 月	麻生区こども支援室委託事業として、麻生区内の小学生を対象とした第 1 回「こども映画大学」を実施。
平成 24(2012)年 10 月	韓国国立芸術総合大学と学術交流協定を締結。
	川崎麻生区と「麻生区 6 大学公学協同ネットワーク」協定締結。
平成 25(2013)年 3 月	国際交流基金の助成を受け、日本ータイ「震災と記録・復興への道」学生/青年ワークショッププログラムを実施。
	日本映画学校 映像科を廃止。
平成 25(2013)年 4 月	アルテリッカしんゆり芸術祭 2013 プレイベントとして「無声映画と音楽の午後」を昭和音楽大学と共催。
平成 25(2013)年 8 月	韓国国立芸術総合大学と学生による共同映画制作を日本で実施。
	麻生区こども支援室委託事業として、麻生区内の小学生を対象とした第 2 回「こども映画大学」を実施。
平成 25(2013)年 11 月	国立台北芸術大学と学術交流協定を締結。
平成 26(2014)年 3 月	国際交流基金との共催により、東南アジア各国の学生と本学の学生を対象とした第 1 回「…and Action! Asia—映画・映像専攻学生交流プログラム—」を実施。
平成 26(2014)年 4 月	北京電影学院と学術交流協定を締結。
	アルテリッカしんゆり芸術祭 2014 イベントとして「日本映画大学シネマ列伝 Vol1」を主催。
平成 26(2014)年 8 月	韓国国立芸術綜合大学と学生による共同映画制作を韓国で実施。
	麻生区こども支援室委託事業として、麻生区内の小学生を対象とした第 3 回「こども映画大学」を実施。
平成 26(2014)年 12 月	全ロシア国立映画大学の卒業制作の特集上映会を実施。
平成 27(2015)年 4 月	アルテリッカしんゆり芸術祭 2015 イベントとして「日本映画大学シネマ列伝 Vol2」を主催。
	インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結。
平成 27(2015)年 8 月	韓国国立芸術綜合大学と学生による共同映画制作を日本で実施。
	麻生区こども支援室との共催事業として、麻生区内の小学生を対象とした第 4 回「こども映画大学」を実施。
平成 28(2016)年 3 月	国際交流基金との共催により、東南アジア各国の学生と本学の学生を対象とした第 2 回「…and Action! Asia—映画・映像専攻学生交流プログラム—」を実施。

平成 28(2016)年 4 月	アルテリッカしんゆり芸術祭 2016 イベントとして「無声映画と音楽の午後」昭和楽大学と共催。
	アルテリッカしんゆり芸術祭 2016 イベントとして「日本映画大学シネマ列伝 Vol3」を主催。

2. 本学の現況

・大学名

日本映画大学

・所在地

新百合ヶ丘校舎　神奈川県川崎市麻生区万福寺 1-16-30
白山校舎　　神奈川県川崎市麻生区白山 2-1-1

・学部の構成

映画学部　映画学科
脚本演出コース、撮影照明コース、録音コース、編集コース
ドキュメンタリーコース、映画・映像文化コース
身体表現・俳優コース（平成 28(2016)年度入学生が対象）

・学生数、教員数、職員数（平成 28(2016)年 5 月 1 日現在）

学生数

学部	学科	在籍学生数				
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	総数
映画学部	映画学科	72	109	102	143	426

教員数

学部	学科	専任教員数				
		教授	准教授	講師	助手	総数
映画学部	映画学科	15	9	1	2	27

職員数

正職員	嘱託	パート	総数
19	4	7	30

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的等

1－1　使命・目的及び教育目的の明確性

≪1－1 の視点≫

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

(1) 1－1 の自己判定

基準項目 1－1 を満たしている。

(2) 1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の目的は、「日本映画大学学則（以下、学則）」第 1 条に、「日本映画大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、『人間重視』の考え方を常に基本とし、高度化する知識・技術への対応及び問題解決能力を有し、実学と現場と連携できる幅広い映画制作能力を持った専門職業人並びに研究者を養成することを目的とする」と明確かつ簡潔に明文化している。（【資料 1-1-1】日本映画大学学則　【資料 F-3】と同じ）

(3) 1－1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 26(2014)年度に完成年度を迎え、平成 28(2016)年 3 月には第 2 期目の卒業生を輩出したが、過去 2 回の卒業生の満足度調査や学修行動調査等をもとに、当初計画の妥当性や目的等の点検評価を行うとともに、社会情勢の急激な変化を踏まえつつ、本学の使命や目的が明確になるよう改善・工夫を図る。

1－2　使命・目的及び教育目的の適切性

≪1－2 の視点≫

1-2-①　個性・特色の明示

1-2-②　法令への適合

1-2-③　変化への対応

(1) 1－2 の自己判定

基準項目 1－2 を満たしている。

(2) 1－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、教育基本法及び学校教育法等の関係法令に従い、「学則」第 1 条に目的を定めているほか、「大学案内」に使命や目的を具体的に記載している。（【資料 1-2-1】日本映画大学学則　【資料 F-3】と同じ）（【資料 1-2-2】大学案内　【資料 F-2】と同じ）

また、入試実施に関する毎年発刊の冊子「日本映画大学学生募集要項（以下、学生募集要項）」の冒頭での「アドミッション・ポリシー」にも本学の個性・特色は明示している。

（【資料 1-2-3】日本映画大学学生募集要項　【資料 F-4】と同じ）
なお、本学を取り巻く社会情勢の変化は急速に進展しており、これに対応した使命・目的等の見直しについては、高大接続システム改革の動向をも参考としつつ、多様な角度から検討し、平成 28(2016)年 4 月から新たな 3 つのポリシーを掲げることにした。（【資料 1-2-4】ホームページ「3 つのポリシー」）

（3）1－2 の改善・向上方策（将来計画）
本学が主たる対象とする映画・映像界全体は、デジタル化、デジタル機器に対応する流れへと急速にシフトしており、フィルムによる映画撮影、編集を主軸として学修する本学のカリキュラムの見直し、検討等が急務となってきており、デジタル合成や 3 次元立体映像等の講座を設けるなど、カリキュラムの見直しに伴って、本学の「使命・目的、教育目的」や養成する人材像についても、重要な検討課題になるものと考えている。

1－3　使命・目的及び教育目的の有効性
≪1－3 の視点≫
1-3-①　役員、教職員の理解と支持
1-3-②　学内外への周知
1-3-③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
1-3-④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合

（1）1－3 の自己判定
基準項目 1－3 を満たしている。

（2）1－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
1-3-①　役員、教職員の理解と支持
本学の役員や教職員には、本学の創立者である今村昌平監督の建学の精神や教育理念は十分浸透し理解されている。そうした映画教育 35 年の経験と実績を結集して開学した日本映画大学においては、理念の実現に向けての支持も十二分に得られている。

1-3-②　学内外への周知
日本映画大学のホームページに「使命・目的及び教育目的」を掲載し、学生全員に周知するため「学生便覧」にも「学則」を掲載している。また、受験生に配布する「大学案内」にも掲載している。（【資料 1-3-1】ホームページ「使命・目的及び教育目的」）（【資料 1-3-2】学生便覧　【資料 F-5】と同じ）（【資料 1-3-3】大学案内　【資料 F-2】と同じ）

1-3-③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
本学は平成 26(2014)年度に完成年度を迎え、平成 27(2015)年度には第 2 期までの卒業生を輩出したところであり、学生の満足度調査をみる限り、おおむね妥当な教育活動が展

開されてきたと解している。

しかしながら、1 年次から 4 年次までの教育活動を通じ、若干の見直しが必要な事柄も多少見受けられることや、急激なデジタル化の進展によるフィルムによる映画・映像文化への影響などにより、本学の教育方針等についても見直しが迫られており、平成 26(2014)年 3 月開催の「企画委員会」及び平成 26(2014)年 4 月開催の「教授会」で審議された「日本映画大学中期目標・中期計画一覧表(中間まとめ)」についても、ここ 5 カ年間の教育実績を検証しつつ見直しを開始するとともに、「 FD(Faculty Development)委員会」では、「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」の 3 ポリシーの見直しを目的とした「FD 研修会」を実施し、その後、3 ポリシーの学内での検討を踏まえ、平成 28(2016)年 3 月の「教授会」の議を経て、新たな 3 ポリシーを学長が決定した。(【資料 1-3-4】平成 25(2013)年度第 2 回企画委員会議事要録)(【資料 1-3-5】日本映画大学中期目標・中期計画一覧表(中間まとめ))(【資料 1-3-6】平成 27(2015)年度 3 月定例教授会議事要録)

1-3-④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の使命や目的については、「学則」第 1 条に「日本映画大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、『人間重視』の考え方を常に基本とし、高度化する知識・技術への対応及び問題解決能力を有し、実学と現場と連携できる幅広い映画制作能力を持った専門職業人並びに研究者を養成することを目的とする」と明示している。

このため、教育研究組織としては、実際に映画制作に関わる創作系の教員と映画や映像に関わる様々な学問領域を専門とする理論系の教員を配置し、優れた映画に関わる専門職業人と映画や映像文化に関わる研究者を養成するための教育研究組織を構成している。

(【資料 1-3-7】ホームページ「教員紹介」)

(3) 1－3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成 26(2014)年度に完成年度を迎え、平成 27(2015)年度に第 2 期生を輩出したが、この 5 年間の教育実績を振り返りつつ、急激に変化していく社会情勢や教育環境に対応するため、中長期計画の見直しに着手する必要がある。更に研鑽を積む場所としての研究科（大学院）などの必要性、妥当性の是非のほか、映画界のデジタル化などの対応、アジア諸国の映画大学との交流の進展など、本学を取り巻く環境の変化が著しく、早急に検討を要する事項が顕著となってきたことから、「日本映画大学中期目標・中期計画一覧表（中間まとめ)」をはじめ、大学の基本理念に関わる使命・目的についても、早急に見直しを行う必要があると考えており、具体的な検討を開始することとした。

[基準 1 の自己評価]

本学は日本で最初の映画制作専門の大学であり、他の大学にはない特色を有しており、本学の個性･特色をより一層明確にするためにも教育目的や使命の見直しを図るとともに、ホームページなど様々な機会を活用しながら本学の広報活動に積極的に取り組んでいる。

本学の特色あるコラボ、ペア、オムニバス等、専門領域を越境した異分野・異業種の教員相互の教授システムについて、その連携をより有効なもの・より特色あるものにしてい

くよう、引き続き教育内容の改善・充実や教育方法の工夫などを図ることとしている。
建学の精神をよりコンパクトな文言で手短にフレーズ化していくことも、本学を社会全般に周知する手段として有効であり、必要な検討課題と認識している。

以上のことから、基準１の要件は満たされているものと評価できる。

基準 2. 学修と教授

2－1　学生の受入れ

≪2－1 の視点≫

2-1-①　入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（1）2－1 の自己判定

基準項目 2－1 を満たしている。

（2）2－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①　入学者受入れ方針の明確化と周知

本学の「学生募集要項」では、「ディプロマ・ポリシー」に対応した「アドミッション・ポリシー」を掲載し、本学が望む学生像を明確にした。また各入試区分別に、審査の要点が異なる点を明示している。(【資料 2-1-1】日本映画大学学生募集要項【資料 F-4】と同じ)

平成 27(2015)年度に、高大接続システム改革の動向を踏まえ、本学においても 3 つのポリシーの見直しに着手し、平成 28(2016)年 3 月の教授会において、従来のポリシーをメッセージ性の高い簡潔な文章に改変した。

◆アドミッション・ポリシー

日本映画大学は以下のような学生を求めています。 1）美醜や善悪および人間の欲望全般に強い関心を持っている。 2）映画や小説をはじめ芸術・芸能が好きである。 3）他人と協力することができる。

夏季のオープンキャンパスでは、創作系教員に在学生がインタビューするトークショーを中心に据え、それによって受験生やその家族が、卒業後のキャリアについて理解する機会を持つことができた。計 8 回の進学相談会では、一人の受験生が複数の教職員と面談することで、入試、カリキュラム、学生生活などのトータルなアドバイスを受けられるよう配慮した。

「建学の精神」及び「ディプロマ・ポリシー」と「カリキュラム・ポリシー」に即した入学者受け入れの方法は、「面接」という審査方法が本学に最も適している。個別面接は、高校までの総合的な学習体験について知ると同時に自己管理や協働性の能力を図ることができる。受験生にとっても、創作者・研究者としての教員に直接触れることで、入学後の生活のイメージを獲得することができる有効な機会である。そのため、可能な範囲で、よ

り「面接」に重点を置いた入試方法を導入している。

平成 28(2016)年度は、一般入学試験 A・B 日程を除く全ての入試区分で面接を導入し、受験生が、本学での大学生活や卒業後の進路などについて理解していることを確認した。

また、計 8 回の「アクセス・デイ（参加型授業体験日）」では、高校生自身が自主的に大学選びができるよう説明を行った。(【資料 2-1-2】ミニパンフレット)

2-1-② 入学者受入れ方針に沿った学生受入れ方法の工夫

各入試区分ごとに行った受け入れ方法の工夫は以下のとおり。

AO 入試	すでに映像や物語の創作に興味を持つ人のために、それぞれ任意参加のワークショップを開催して大学の演習授業の形態を体験させた。審査は作品提出と面接に依った。また、新設する身体表現・俳優コースを目指す人に向けて「身体表現ワークショップ」を開催し、入試の課題演技への準備をサポートした。
一般推薦	評定平均値 3.5 を 3.0 に引き下げて間口を広げる試みをした。小論文課題は SF 映画が現代社会を分析する視点になることを提示して、知的な高校生の思考を促す工夫をした。
自己推薦	AO 入試の時点ではまだ進路決定ができていなかった人を対象にした。グループ・ディスカッションで対話の重要性を示し、事前提出作文課題を通して映画作品やテレビ番組を観てそれについて書く体験をさせた。
社会人	事前提出小論文では、映画作品が描く時代と社会に関して問うことで、受験者の一般教養のレベルと問題解決能力を測った。進学相談会では、この枠の受験希望者に対しては特にミスマッチが起こらないよう助言した。
留学生	多くの留学生は、日本語検定では測ることのできない弱点を持っている。一般教養のレベルを測るための日本語筆記試験と面接を行った。
一般入試 A	国語総合とコミュニケーション英語 I・II で審査し、成績上位者に初年次授業料減免制度を適用した。本学が第一志望ではない受験生のために、数日後の進学相談会への参加を促し、「映画の見方講座」やスタジオ見学などを通して本学を知る機会を設けた。
一般入試 B	映画上映後、課題について小論文を課して審査した。留学生が含まれていたため、試験後に面談を行い、本学での大学生活や卒業後の進路について理解できているかを確認した。
一般入試 C	映画上映後、課題について口頭試験を行った。面接では、本学特有のカリキュラムなどについて理解しているかどうかを確認した。
編入学	試験は事前提出小論文および面接を行い、合格者には春休み特別演習参加を課して、2 年次の授業に適応できるよう配慮した。

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（平成 28 年度入学者選抜実施結果）

入試区分	募集定員	志願者	合格者	入学者
AO 入試 A 日程	15	19	19	18
AO 入試 B 日程	15	7	6	4
AO 入試 C 日程	10	5	5	4
一般推薦入試	20	7	7	7
自己推薦入試	20	3	2	1
社会人入試	10	2	2	0
留学生入試		15	14	12
一般入試 A 日程	30	41	36	16
一般入試 B 日程	10	6	4	3
一般入試 C 日程	10	11	9	4
計	140	116	104	69

注）以上のほか、2 年次編入定員 20 人、3 年次編入定員 10 人のところ、2 年次受験者 3 人、入学者 2 人であった。3 年次受験者は 0 人。（【資料 2-1-3】エビデンス集（データ編）【表 2-1】学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移(過去 5 年間))

平成 28(2016)年度に定員を下回った結果の分析としては、受験生や保護者らとの面談で提示される懸念は学費であり、競合する芸術系大学や映像科を擁する大学一般と比較して本学の学費が高額である点が大きな要因だと思われる。

また、高校の進路指導担当者の本学に対する認知度が低いこと、および単科大学であるため、近隣に多く存在する同系列の学部・学科に比べて「大学のイメージ」という点でアピール度が低いことが大きなハンデとなっている。

このような分析は、平成 25(2013)年度に定員を下回った時点からなされており、その対策として、平成 26(2014)年度生の募集においては、例年実施しているオープンキャンパス(年２回)に加え、アクセス・ディ(高校生が本学授業を体験するイベント)を開始し、試験制度の改善策として AO 入試を導入、また、一般入試の実施回数も 2 回から 3 回に増やして、定員確保のための改善・向上方策として実施した。

また、平成 26(2014)年度の募集結果を受け、平成 27(2015)年度生の募集に於いては、アクセス・ディの実施回数を 1 回から 6 回に増やし、高校生に向けてのワークショップ(映像制作、シナリオ執筆)を実施し、演習室として整備された映画撮影スタジオ(今村昌平記念スタジオ)のオープンディも実施して、本学の教育内容への理解と施設の魅力を伝えるためのイベントを開催した。さらに、この年度では、AO 入試の実施回数を 2 回から 3 回に増やすことで受験機会の充実も図った。

このような改善・向上方策を付した平成 27(2015)年度の募集結果を受けて、平成 28(2016)年度生の募集においては、アクセス・ディの回数を 6 回から 8 回に増やし、高校生のためのワークショップの実施回数も 2 回から 4 回に増やして、受験生の確保に努めた。

さらに、学費が高額であることへの対策として、それまでに用意されていた学内奨

学金の適用範囲を広げて給付の充実を図り、受験生に向けて広報した。また、「身体表現・俳優コース」を新たに設け、募集活動の活性化を図るとともに、高校生への訴求効果の高い大学公式の LINE を新たに立ち上げ、Twitter や Facebook とともに積極的に情報の発信を行った。

その結果、平成 28(2016)年度の募集においては、資料請求者の数が過去最高となり、オープンキャンパスやアクセス・ディ等のイベント参加者数も過去最高となった。このような傾向から、平成 25(2013)年度から続く定員割れの状態も好転するかに思えた。

資料請求者とイベント参加者数の推移は、次の表の通りとなっている。

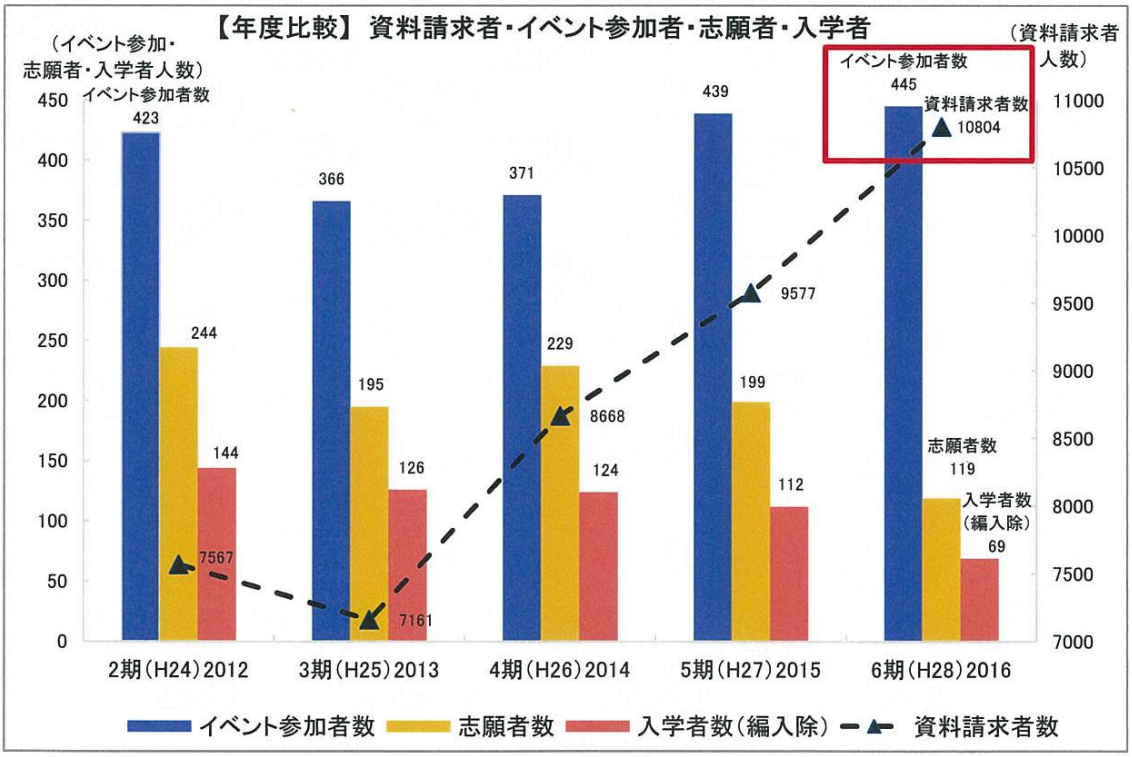

好転の兆しが見えた平成 27(2015)年の春、インターネット上で本学に対する中傷を旨とするブログがアップされ、頻繁に閲覧されたことにより、受験生、特にその保護者への影響は看過できないものがあり、合格者の中には、合格後父兄の反対で入学を断念した受験生が複数見受けられた。

このブログが、好転しかけた本学の学生募集に悪影響を及ぼすことが想定されたため、学内でもどのように対応するかを教員、職員を問わずに議論をするとともに、インターネット関連専門の法律事務所にも問い合わせをし、助言をいただいた結果、ブログの執筆者を特定することは難しく、何がしかの対策を講じた場合に、さらに拡散して、収拾がつかなくなる恐れがあるため、不本意ながらブログは放置することとなった。

現在も、中傷誹謗のブログは、本学を検索するとホームページの上位にあり、平成 29(2017)年度生の募集にも悪影響を及ぼす恐れがあるため、2－1 の改善・向上方策をたて、定員確保に向け、全学を挙げて鋭意努力することとなった。

(3)2－1 の改善・向上方策(将来計画)

平成 28(2016)年度入試では、前年度と比較して応募者数がほぼ半減し、入学者数が大きく募集定員を下回った。しかし、入試形式や募集活動の改善は、すぐに効果が可視化されるものではない。これまでに積み上げてきたものを次年度も強化して継続しながら、改善を試みる点は以下のとおりである。

① AO 入試 A・B・C の日程と区分は続行するが、A 日程(映像)・B 日程(脚本)・C 日程(演技)のうち、志願者減少が大きかった B 日程の審査方法を変更する。受験生にとって、高校の授業で触れることのない脚本課題の事前提出を廃止し、入試当日「シナリオ体験講座」の指導を受けたうえで課題制作に挑戦。これによって文系志向の高校生にアピールし、物語の創作への意欲促す。同様に C 日程の審査も当日の「身体表現体験講座」の指導のもとに課題表現を行う。A・B・C 日程の全てにおいて面接を重視する。

② AO 入試 A・B・C 日程の合格者に対して行う「入学準備プログラム」(高大接続活動)を継続する。合格者が入学までの半年近くを有効に過ごし、大学生活への自信を獲得できるようサポートする。高校との連携を保ち、プログラムの内容についてさらに理解を求め、信頼を得るよう努める。

③ 一般推薦は、首都圏からの志願者が大きく減少しているため、高校訪問や出前授業を強化し、同時に広く地元の人々に本学の教育の質の良さを知ってもらうためのイベントを企画する。

④ 自己推薦は、AO 入試を開始して以来、毎年志願者が大きく減少している。次年度はこの区分を廃止し、代わりに「AO 入試リベロ」という名称で AO 入試の一環として地方試験会場を含め、数回にわたって実施する。審査課題も高校生活で積み重ねた知識と経験が反映するような内容とする点に留意する。

⑤ オープンキャンパス等の参加者が入学志願する傾向は強く、同時に、参加者の絶対数を増すことが志願者を増やすことに直結することから、高校生にアピールするイベント内容とインターネットやソーシャル・メディアを利用した広報活動の内容を再検討し、改善する。

⑥ 「アクセス・デイ(大学の授業体験)」の参加も大きく受験志願につながっている。前年度のアンケートを分析し、受け入れ可能な授業を増やす工夫をする。

⑦ 九州・北海道・中部地区への募集活動を強化する。それぞれ福岡、札幌、名古屋を拠点とした募集活動を展開し、地方入試も行う。志願者数が目立つ北海道や愛知に対しても徐々に募集活動を展開する。

⑧ 本学は、映画制作に関わる演習に重きを置いた特殊なカリキュラムであることから、3 年次編入学が極めて困難である。編入学は 2 年次のみ募集を行い、1 年次の入学定員も削減する。3 年次編入が可能なケースは、事前相談時において対応する。

なお、平成 28(2016)年 4 月 27 日付で文部科学省に、「収容定員の変更に係る学則変更の届出書」を提出しており、平成 29(2017)年度から 1 年次入学定員を 125 名、2 年次編入定員 5 名と変更することとした。

⑨ 学生募集の向上を図るため、「中期目標・中期計画中間まとめ(案)」平成 28(2016)年

度版を、平成 28(2016)年 7 月を目途に「企画戦略室」で策定し、計画の早期実現に向けて、「企画委員会」への提出を行う。

2－2　教育課程及び教授方法

≪2－2 の視点≫

2-2-①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-②　教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1)2－2 の自己判定

基準項目 2－2 を満たしている。

(2)2－2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

教育課程編成方針は、「学則」に基づいて制定された「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」で方針が示されている。これらは「学生便覧」、「履修ガイド・シラバス」、大学ホームページに掲載され、ひろく周知している。

◆カリキュラム・ポリシー

日本映画大学は、以下の科目構成によって、映画制作の技術を実践的に体得し、映像文化の歴史を理論的に理解し、社会に貢献する教養と人格を身に付けた学生を育成します。 1) 教養科目……映画にとどまらず広く社会一般を洞察する力を養う。(4 年間通年) 2) 基礎科目……演習を通して映画制作の基礎的な知識と技術を学ぶ。 同時に、映像文化の歴史を知り、映像を読み解くための基礎的な学力を身に付ける。(2 年次前期まで) 3) 専門基礎科目……各コース(脚本演出、撮影照明、録音、編集、ドキュメンタリー、映画・映像文化、身体表現・俳優)の基礎を学び、適性や進路にふさわしいコースを選ぶ。(2 年次前期) 4) 専門科目……各コースに分かれて専門性を究める。(2 年次後期より) 5) 4 年間の学びの集大成として、卒業制作、卒業シナリオ、卒業論文のいずれかに取り組む。社会との関わりを持つため、成果の公表まで学生の手で行う。(4 年次)

(【資料 2-2-1】日本映画大学学則　【資料 F-3】と同じ)(【資料 2-2-2】学生便覧　【資料 F-5】と同じ)(【資料 2-2-3】履修ガイド・シラバス　【資料 F-12】と同じ)(【資料 2-2-4】ホームページ「３つのポリシー」　【資料 1-2-4】と同じ)

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

・教育課程の編成方針に即した体系的な授業科目の開設

「カリキュラム・ポリシー」で掲げる映画制作の技術を実践的に体得し、映像文化の歴史等を理論的に理解させるため、授業科目を「創作系」と「理論系」とに分け、科目の性

格を明確にしている。また、「基礎科目」「専門基礎科目」「専門科目」を段階的に配置し、履修年次と有機的に連動させることで、知識と技術を適切な時期に修得できるよう体系的に科目を開設している。(【資料 2-2-5】学生便覧　【資料 F-5】と同じ)(【資料 2-2-6】履修ガイド・シラバス　【資料 F-12】と同じ)

・幅広い教養科目群の設定

映画は領域横断的な広がりの中で思考すべき対象であることから、専門性に閉じることのない幅広い知識と教養を授けることを目的として、4 年間を通じて履修可能な「教養科目」を設けている。(【資料 2-2-7】学生便覧　【資料 F-5】と同じ)(【資料 2-2-8】履修ガイド・シラバス　【資料 F-12】と同じ)

・履修指導の徹底

カリキュラム編成や卒業要件、各科目の詳細な内容等についての情報は、「学生便覧」及び「履修ガイド・シラバス」に明記している。「履修ガイド・シラバス」にはカリキュラムを視覚化した「履修チャート」やコース別の履修計画のモデルを示す「履修モデル」を掲載し、学生の理解を促す工夫をしている。(【資料 2-2-9】学生便覧　【資料 F-5】と同じ)(【資料 2-2-10】履修ガイド・シラバス・履修チャート　【資料 F-12】と同じ)(【資料 2-2-11】履修ガイド・シラバス・履修モデル　【資料 F-12】と同じ)

履修指導については、学期始めの履修登録時に全体ガイダンスを行い、学生に計画的な履修を促している。また「教務委員会」では、全学生の単位修得状況をもとに履修指導方針を策定し、「教授会」に報告している。このことで、専任教員は個々の学生の履修状況を把握し、履修相談や指導を行うことが可能となっている。(【資料 2-2-12】平成 27(2015)年度第 12 回及び第 13 回教務委員会議事要録)(【資料 2-2-13】平成 27(2015)年度後期履修指導方針)(【資料 2-2-14】平成 27(2015)年度後期単位修得状況)(【資料 2-2-15】平成 27(2015)年度 2 月定例教授会議事要録及び 2 月定例教授会(卒業判定)議事要録)(【資料 2-2-16】履修登録に際しての注意事項(平成 28 年度前期)(【資料 2-2-17】学生便覧　【資料 F-5】と同じ)(【資料 2-2-18】履修ガイド・シラバス　【資料 F-12】と同じ)(【資料 2-2-19】休学者、復学者及び必修・選択必修科目不合格者に係る学年と履修指導方針)

・授業内容・方法等の工夫

創作と理論の両立・融合を効果的に実践できるよう、時間割編成上の工夫としてすべての授業科目に「講義型」と呼ばれる区分を設けている。これにより授業形式を授業科目の特性に合わせて柔軟に設定することが可能となり、映画制作の演習期間中はそれに集中しつつ、教養科目等の座学と無理なく両立できるものとなっている。

【講義型一覧】

講義型	説明
A1 型(1×15)	毎週 1 コマの授業×15 週＝計 15 回
A2 型(2×15)	毎週 2 コマ連続の授業×15 週＝計 30 回
B1 型(3×5)	毎週 3 コマ連続の授業×5 週＝計 15 回

B2 型(3×10)	毎週 3 コマ連続の授業×10 週＝計 30 回
C1 型(1＋2×7)	1 週目 1 コマの授業＋翌週から 2 コマ連続の授業×7 週＝計 15 回
C2 型(2×7＋1)	1 週目から 2 コマ連続の授業×7 週＋8 週目 1 コマの授業＝計 15 回
E 型(集中)	夏期や春期の休業期間中に集中的に行う授業の型。
F 型(その他)	主に創作系の演習授業のための特別な型。この講義型の授業期間は、他の授業科目を履修することはない。 例)「人間総合研究」(1 年次前期配当)と、「映画制作基礎演習」(1 年次後期配当)は、月曜から木曜まで毎日、約 8～10 週間にわたって行われる授業。

また、創作系と理論系の教員が協力して授業を構築する「コラボレーション授業」「ペア授業」「オムニバス授業」などを取り入れている。これは、映画についての多角的な視点を鍛え、思考を深めるものとして機能している。(【資料 2-2-20】平成 28(2016)年度前期科目配分表)(【資料 2-2-21】学生便覧　【資料 F-5】と同じ)(【資料 2-2-22】履修ガイド・シラバス　【資料 F-12】と同じ)

・教育方法の改善を進めるための組織体制の整備・運用

「教務委員会」では、単位の比重が高い創作系の演習科目を中心に、授業への取組姿勢、到達目標に対する進捗状況、単位修得状況等をふまえた教育方法の検証及び改善の方策を検討し、カリキュラムの最適化を図っている。(【資料 2-2-23】平成 27(2015)年度第 7､8､9､10 回教務委員会議事要録)(【資料 2-2-24】長編シナリオ 3 科目における不合格者数の推移(平成 28 年度(2016)前期 4 月 12 日付))

・履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫

「日本映画大学履修規程」において定められた基準に基づき、履修登録単位数の上限を全学年 50 単位に設定している。「創作系」科目は一科目あたりの単位数が多いため、不合格の評価を受けた場合の再履修を考慮して設定したものである。ただし、学生個々の状況に応じて適切な履修を促すため､GPA の値によって上限単位を増減する措置を講じている。(【資料 2-2-25】日本映画大学履修規程　【資料 F-9】と同じ)(【資料 2-2-26】学生便覧　【資料 F-5】と同じ)(【資料 2-2-27】履修ガイド・シラバス　【資料 F-12】と同じ)(【資料 2-2-28】履修登録に際しての注意事項(平成 28 年度(2016)前期))

(3)2－2 の改善・向上方策(将来計画)

現行カリキュラムが 5 年を経過し、抜本的なカリキュラムの見直しを迫られていることから、平成 27(2015)年度より「カリキュラム検討委員会」を組織した。同委員会では、「教務委員会」及び「FD 委員会」での現行カリキュラムに係る課題の精査や論点整理をもとに、見直し作業と新カリキュラムの編成方針についての検討を進めている。

履修指導については、単位修得状況を継続的に活用していくとともに、学生の生活環境、修学環境等の動向について「学生委員会」と連携しながら、教育課程の改善・向上につなげる取組みを行っている。

2－3　学修及び授業の支援

≪2－3 の視点≫

2-3-①　教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1)2－3 の自己判定

基準項目 2－3 を満たしている。

(2)2－3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

・教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制

教育課程についての諸問題を扱う「教務委員会」と、学生についての諸問題を扱う「学生委員会」で出された授業現場からの意見を集約して、学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制の検討を行っている。両委員会は教員と学生支援部職員によって構成されており、教職員の協働体制が整備されている。(【資料 2-3-1】日本映画大学教授会委員会規程別表　【資料 F-9】と同じ)

・オフィスアワー制度

開学直後の平成 23(2011)年度前期は１年次生のみであることもあり、クラス担任による個別支援を軸としていたが、担任以外の教員にも広く相談できる環境を作り、学生個々の状況に応じた支援を可能にするため、平成 23(2011)年 10 月よりオフィスアワー制度を全学的に開始した。当初はオフィスアワーの時間帯を教員ごとに設けていたが、より柔軟に対応するため、学生が相談したい教員に直接メール等で連絡してアポイントをとり、設定された時間帯以外にも教員が随時、相談に応じるという体制に変更した。学生には全教員のメールアドレスを公開しており、誰にでも相談できる体制を整備している。実際の状況を見ると、１年次生は担任教員、2～4 年次生は卒業制作・卒業論文を指導する教員との関係が特に密接であり、大学に不慣れな時期と卒業後の将来についての不安が増す時期の相談体制は有効に機能していると考えている。

これに加えて、平成 24(2012)年 10 月より、「学生委員長による特別オフィスアワー」を原則、毎週金曜日に定期的に設けている。

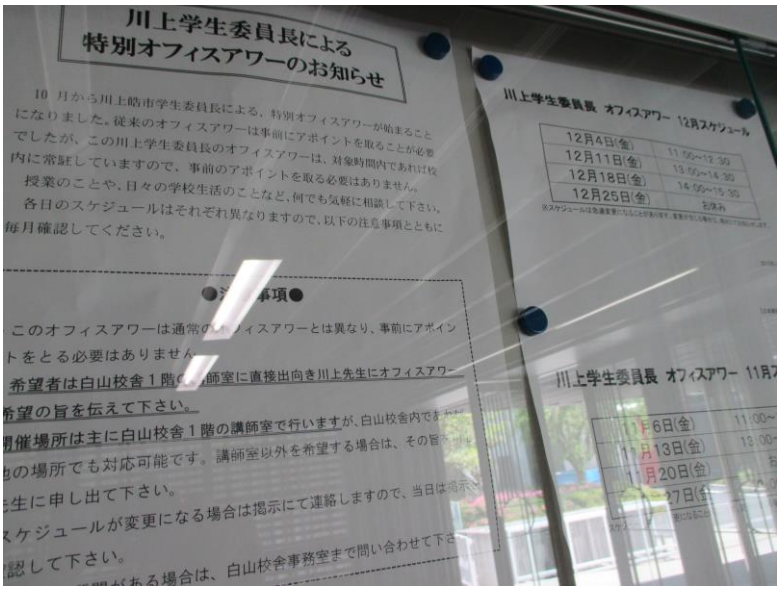

本学は小規模の大学であり、クラス担任やコース担当教員、授業担当者と学生との距離が極めて近く、日常的にコミュニケーションをとることのできる環境にある。このような利点を活かすためには、必要に応じて学生が個々の教員にアポイントをとって面談を行う体制の方が有効であると考えている。

・教員の教育活動を支援するための TA 等の活用

本学の学生は学部生のみであるため、大学院生を対象とする TA 制度はない。平成 24(2012)年度に、専門的な知識と技術を身につけた 3 年次生・4 年次生を SA(Student Assistant)として授業補助、授業支援に活用する制度を整備し、運用している。

(【資料 2-3-2】日本映画大学スチューデント・アシスタントに関する取扱要項　【資料 F-9】と同じ)(【資料 2-3-3】スチューデント・アシスタント制度のガイドライン　【資料

F-9】と同じ)

・中途退学者、停学者及び留年者への対応策

中途退学希望者や休学者に対しては、個々の学生の状態に応じて適切な窓口から情報を収集し、適切な部署や会議体で対応策を検討している。

クラス担任やコース担当教員、授業担当者、学生支援部職員が密接に連絡を取り合い、学生個々の状況を把握して早期に面談するなどの対応策を講じている。精神的な問題で学修困難となっている学生に関しては、教員・職員に加え、非常勤のカウンセラーと連携し、問題解決に取り組んでいる。経済的な問題で学修困難となっている学生への対応策としては、「学費延納・分納制度」に加え、「各種奨学金制度」の充実を図った。

なお、平成24(2012)年度7月の教授会で、本人に就学意欲はあるが経済的事情によりやむを得ず除籍となった除籍者については、中途退学者と同様に、除籍後2年以内であれば再入学できるよう制度を改め、「学則」を変更した。(【資料2-3-4】平成27(2015)年度7月教授会議事要録)(【資料2-3-5】日本映画大学学則　【資料F-3】と同じ)

また、卒業要件不足で留年となる可能性を早期に発見し、適切な履修指導を行うための体制を整備している。それまでの履修結果により、4年間での卒業が不可能(留年確定)となった学生及び4年間での卒業が困難となる可能性の高い学生に対しては、コース担当教員と学生支援部職員が本人と面談するほか、保証人宛に学業成績通知書を送付する際に状況を説明するとともに、保証人の希望があれば相談に応じる旨を文書で知らせている。これは第1期生が4年次生となった平成26(2014)年4月から実施している。完成年度となった平成26(2014)年度及び平成27(2015)年度に、卒業要件不足で卒業延期(留年)となった学生が多数出たが、留年者にはコース担当教員、学生支援部職員が個別に面談し、前期末卒業の可能性も含めて今後の履修計画の助言を行っている。(【資料2-3-6】エビデンス集(データ編)【表F-4】学部・学科の学生定員及び在籍学生数)

・学生への学修及び授業支援に対する学生の意見等をくみ上げる仕組み

「FD 委員会」が行っている「学生授業アンケート調査」や学生への聞き取り調査、「自己点検・評価委員会」が行っている「学生満足度調査」、平成 27(2015)年度から「企画戦略室」が実施した「学修状況実態・行動調査(学修行動及び学修成果の把握)」などを活用し、学生の意見等をくみ上げている。

(【資料 2-3-7】平成 27(2015)年度前期・後期学生授業アンケート調査票及び集計結果表)(【資料 2-3-8】平成 27(2015)年度学生満足度調査結果)(【資料 2-3-9】平成 27(2015)年度学修状況実態・行動調査結果)

(3)2－3 の改善・向上方策(将来計画)

本学は、教員・職員・学生間の距離が近いという小規模大学の利点を活かし、会議やガイダンスのような公的な場以外でも、教員間、教員・職員間、教員・学生間、職員・学生間の多様な経路を通じてコミュニケーションを常時図りながら、現実に即した支援策や対応策を講じるよう努めている。学生一人ひとりに眼が届く現在の体制は有効に機能していると考えている。現状の体制を維持しつつ、特に以下のポイントに注意して改善を重ね

ていく。

① カリキュラムの検証

授業担当者及び学生の意見をくみ上げて、授業の難易度や学生への負荷、授業支援体制の適切性を重点的に検証し、必要に応じて修正、改善策を講じる。現状のカリキュラムの検証は「教務委員会」、「FD委員会」を中心に行ってきたが、完成年次までの問題点・改善点を踏まえ、平成27(2015)年度に「カリキュラム検討委員会」を設け、カリキュラムの改善を図ることとした。

② 休学者・中途退学者・留年者の減少のための方策

個々の学生の授業への取り組み状況、欠席状況、成績等をクラス担任やコース担当教員、学生支援部職員が把握し、情報共有する。就学意欲が低下している学生や精神的に問題を抱えた学生に対しては、カウンセリング対策の強化を図り早期のケアを充実させる。また、4年間で卒業できるよう、低学年のうちから卒業要件をチェックするシステムを一層充実し、適切な履修指導を行う。

なお、留年者に対しては、不足する単位数に応じた授業料とするなど、家計負担の軽減も図っている。

2－4 単位認定、卒業・修了認定等

≪2－4 の視点≫

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1)2－4 の自己判定

基準項目 2－4 を満たしている。

(2)2－4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

・単位認定

単位の認定は、「学則」及び「日本映画大学履修規程」において定められた基準に基づき、「教務委員会」及び「教授会」での審議を経て認定される。なお、単位の認定においては次の事項に留意している。

・成績評価の基準は次表の通りである。

	合格(単位認定)					不合格
評　　点	100～90	89～80	79～70	69～60	認　定	59 以下
評　　価	S	A	B	C	N	F
成績通知書表示	S	A	B	C	N	F
成績証明書表示	S	A	B	C	N	表示無

・本学入学前に他大学や専修学校等で修得した単位の認定は 60 単位を上限とする。
単位のみの認定とし、成績評価は「N」と表示する。

・学生が授業担当教員に対し成績評価を確認する機会を設けている。
(【資料 2-4-1】日本映画大学学則　【資料 F-3】と同じ)(【資料 2-4-2】日本映画大学履修規程　【資料 F-9】と同じ)(【資料 2-4-3】日本映画大学入学者の既修得単位の認定規程【資料 F-9】と同じ)(【資料 2-4-4】平成 27(2015)年度 2 月定例教授会議事要録(卒業判定))(【資料 2-4-5】平成 27(2015)年度第 12、13 回教務委員会議事要録)(【資料 2-4-6】日本映画大学学則(学則別表 2)　【資料 F-3】と同じ)(【資料 2-4-7】成績評価確認期間のお知らせ(平成 28(2016)年 4 月))

・GPA(Grade Point Average)制度
学生が自身の成績状況を的確に把握して、主体的な履修計画や学習計画を立てられるよう GPA 制度を導入している。GPA 値が記載されている「単位修得状況」では、専任教員が履修状況の経年変化を確認することができ、授業運営の改善と学生への適切な履修指導に活用している。(【資料 2-4-8】日本映画大学履修規程　【資料 F-9】と同じ)(【資料 2-4-9】学生便覧　【資料 F-5】と同じ)(【資料 2-4-10】平成 27(2015)年度後期単位修得状況)

・進級
各学年及び学期ごとの進級基準は設けていない。必修科目や選択必修科目を不合格になっても、4 年次までは進級して選択科目は履修することができる。ただし、不合格科目を翌年度以降に再履修することになるため、4 年次には卒業要件不足となり、卒業延期が決定する。なお、次表の通り、必修科目及び選択必修科目の中には、不合格になると特定のコースに進めなくなるものや、次の段階の専門科目を履修できなくなるものがある。

科目名	必修 選択必修	配当年次	不合格になった場合の 進級に際しての条件
脚本基礎演習	必修	1 年前期	2 年前期までに履修が完了しなければ、2 年後期から脚本演出コースに進むことができない。
映画制作基礎演習	必修	1 年後期	2 年後期からコースに進むことができない。
ビデオ･デジタル 技術基礎演習	必修	2 年前期	2 年後期から創作系のコースに進むことができない。
演出専門基礎講義 撮影照明専門基礎演習 録音専門基礎演習 編集専門基礎演習 ﾄﾞｷｭﾒﾝﾀﾘｰ専門基礎演習 理論専門基礎講義	2 科目を 選択必修	2 年前期	2 科目とも不合格になると、2 年後期からコースに進むことができない。
脚本演出専門演習Ⅰ－A 脚本演出専門演習Ⅰ－B 技術合同専門演習 ﾄﾞｷｭﾒﾝﾀﾘｰ専門演習Ⅰ	選択必修	2 年後期	3 年前期の「合同制作 A」、「合同制作 B」は履修できない。
合同制作 A	選択必修	3 年前期	3 年後期の「脚本演出専門演習Ⅱ」、「撮影照明専門演習」、「録音専門演習」、「編集専門演習」は履修できない。

脚本専門演習Ⅱ 脚本演出専門演習Ⅱ 撮影照明専門演習 録音専門演習 編集専門演習 ﾄﾞｷｭﾒﾝﾀﾘｰ専門演習	選択必修	3 年後期	4 年通年の「卒業制作Ⅰ」・4 年後期の「卒業制作Ⅱ」は履修できない。
理論コース学生対象の 専門科目 4 単位 10 科目のうち 6 科目 2 単位 1 科目 合計 26 単位 7 科目 が卒業要件	選択必修	2 年後期～ 3 年後期	3 年後期までに、次の①②のいずれかの条件を満たしていないと、4 年通年の「卒業論文Ⅰ」、「卒業論文Ⅱ」は履修できない。 ①4 単位科目を 2 科目、2 単位科目を 1 科目、合計 10 単位以上 ②4 単位科目を 3 科目、合計 12 単位以上

(【資料 2-4-11】留年についての考え方(平成 25(2013)年度 5 月定例教授会資料))(【資料 2-4-12】必修・選択必修科目の不合格者への対応方針)(【資料 2-4-13】履修チャート(再履修用・全 21 頁))(【資料 2-4-14】2 年前期における専門コース選択のガイドライン(平成 26(2014)年 6 月定例教授会承認))(【資料 2-4-15】平成 27(2015)年度第 2､5､10 回教務委員会議事要録)(【資料 2-4-16】学生便覧　【資料 F-5】と同じ)

・卒業認定

卒業認定の要件は、「学則」及び「日本映画大学学位規程」の定めにより制定された「ディプロマ・ポリシー」に基づいている。要件を満たした者は、「教授会」での審議を経て、学長によって学士(映画学)が認定される。

◆ディプロマ・ポリシー

日本映画大学は、以下の要件を満たした学生に、映画学士の学位を授与します。
1) 映画制作の技術の実践的な体得。
2) 映像文化の歴史の理論的な理解。
3) 社会に貢献するための教養と人格。
4) 他者とともに問題解決に臨む姿勢。
5) 所定の卒業必要単位の修得。

(【資料 2-4-17】日本映画大学学則　【資料 F-3】と同じ)(【資料 2-4-18】日本映画大学学位規程　【資料 F-9】と同じ)(【資料 2-4-19】平成 27(2015)年度 2 月定例教授会(卒業判定)議事要録)(【資料 2-4-20】学生便覧　【資料 F-5】と同じ)(【資料 2-4-21】履修ガイド・シラバス　【資料 F-12】と同じ)

(3)2－4 の改善・向上方策(将来計画)

単位認定については今後も厳正な適用を続けるとともに、卒業要件不足となる可能性のある学生を早期に発見し、適切な履修指導を行う取組みも続けていく。学生個々の履修状況に応じた履修登録時の個別指導に加え、成績不良者に対する個人面談を、低学年のうちから教員及び事務職員が協働して随時実施していく。

また、開学から 5 年が経過し、卒業要件不足による留年者が増加傾向にある状況を踏まえ、留年者への適切な履修指導及び履修計画の検証も行っていく。

2－5　キャリアガイダンス

≪2－5 の視点≫

2-5-①　教育課程内外を通じての社会的･職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1)2－5 の自己判定

基準項目 2－5 を満たしている。

(2)2－5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

・教育課程内の社会的・職業的自立に関する指導

1 年次から段階的に職業意識を養わせるため、教養科目に「キャリア・サポート」科目を 2 科目設置している。この科目は、「キャリアサポートセンター」と連携して、卒業後の進路の自発的な選択へとつなげるものである。特に、1 年次においては、映画・映像業界へのキャリア意識の形成に主眼におきながら、卒業後の進路に直結する専門コース選択への道筋となる講座としても位置づけている。また、やはり教養科目に「インターンシップ」を 2 科目設置している。「キャリアサポートセンター」と連携して、授業課程外の単位認定されないインターンシップも含め、総合的な映画実践能力を養うために積極的な参加を勧めている。(【資料 2-5-1】学生便覧　【資料 F-5】と同じ)(【資料 2-5-2】履修ガイド・シラバス　【資料 F-12】と同じ)(【資料 2-5-3】平成 28(2016)年度日本映画大学インターンシップの手引き)(【資料 2-5-4】キャリアサポートセンターを利用しましょう)

・教育課程外の社会的・職業的自立に関する指導のための体制

学生の進路希望動向及び就職活動状況の調査に基づいた「キャリア･カウンセリング」や「就職ガイダンス」を実施し、教育課程内でのキャリア教育を補っている。(【資料 2-5-5】日本映画大学キャリアサポートセンター規程　【F-9】と同じ)(【資料 2-5-6】平成 27(2015)年度キャリア・カウンセリング日程表)(【資料 2-5-7】就職ガイダンス配布資料(平成 27(2015)年 1 月))

(3)2－5 の改善・向上方策(将来計画)

・教育課程内の社会的・職業的自立に関する指導に関して

就職活動日程が流動化するなか､「キャリア教育科目」を平成 27(2015)年度より 1 年次、3 年次の節目となる段階での配置に見直すことで、刻々と変化する状況に柔軟に対応している。また、映画・映像業界の第一線で活躍する方々を招いた授業を展開することで、業界の最新の動向を学生に伝達、さらなる職業意識の向上と就業への積極的なアプローチを促すよう、「キャリアサポートセンター」を中心とした指導を行っていく。

・教育課程外の社会的・職業的自立に関する指導のための体制に関して

映画づくりの現場以外で映画・映像に関わる仕事等、学生の希望動向に即した幅広い就

職情報の開拓が課題である。こうした領域の情報収集を強化するほか、学生の希望や就職に関する現状を適切に把握し、一元的に管理してフィードバックできる体制を整えていく。なお、学生の中にはフリーランス希望者も多いことから、このようなニーズへの支援方法の検討も進める。

また、就職活動が原因で精神的にも不安定な状態に陥るケースが見られるため、平成27(2015)年度からキャリア・カウンセラーと心理カウンセラーの個別相談体制を拡充するなど、今後も「キャリアサポートセンター」を中心に、柔軟かつ多角的な支援体制を整備していく。

2－6　教育目的の達成状況の評価とフィードバック

≪2－6 の視点≫

2-6-①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1)2－6 の自己判定

基準項目 2－6 を満たしている。

(2)2－6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学では平成 24(2012)年度から、前期・後期に「学生授業アンケート調査」を実施している。平成 27(2015)年度も実施し、集計結果は担当教員にフィードバックを行い、「FD委員会」では全ての結果を検討した。なお、平成 27(2015)年度後期の調査からは調査票及び集計結果表に以下の変更を行った。

① 調査票に「この授業はあなたにとって“映画力”が身につくものでしたか」という建学の理念に照らした項目を設けた。

② 調査票に自由記述欄を設け、学生からの要望、アイデアを求めた。

③ 集計結果表については肯定回答率グラフを設けることで、各科目の結果が、理論系、創作系ごとの全体平均と比較し、どのくらいの位置にあるのかが判るようにした。(【資料 2-6-1】平成 27(2015)年度前期・後期学生授業アンケート調査票及び集計結果表　【資料 2-3-7】と同じ)(【資料 2-6-2】平成 27(2015)年度第 2 回 FD 委員会議事要録)

学生の学修状況に関しては、「企画戦略室」が、平成 27(2015)年 7 月に第 1 回目の「学修状況実態・行動調査(学修行動及び学修成果の把握)」を行った。その結果について「FD委員会」と「企画戦略室」との合同会議を設け、一部質問事項を改編するための検討を実施した。また、この調査に関しては、単年度だけの結果では十分な検証が行えないことから、次年度も実施することを決定した。(【資料 2-6-3】平成 27(2015)年度学修状況実態・行動調査結果　【資料 2-3-9】と同じ)(【資料 2-6-4】平成 27(2015)年度第 3 回 FD 委員会議事要録)

資格取得状況に関しては、本学では、「博物館学芸員」と「社会教育主事」の資格取得課程を設けており、「教務委員会」で資格取得状況を報告している。平成 27(2015)年度の「博物館学芸員」の資格取得者は 1 人、「社会教育主事」の資格取得者は 0 人であった。(【資料 2-6-5】平成 27(2015)年度第 12 回教務委員会議事要録及び資料)

就職状況の調査に関しては、在学生への就業実態調査を「キャリアサポートセンター」が実施し、3 年次生には、毎年、進路の方向性を把握するために、「在学生の進路アンケート調査」を行っている。また、毎年 3 月の卒業式には、卒業生を対象に、卒業後の進路を把握するため「卒業後の進路現況報告書」を回収し調査を行っている。(【資料 2-6-6】在学生の進路アンケート調査)(【資料 2-6-7】卒業後の進路現況報告書)

学生の意識調査に関しては、「自己点検・評価委員会」が毎年 3 月に「学生満足度調査」を行っている(基準 4-2-②に記載)。「学生満足度調査」の調査結果は全学生・教職員が閲覧できるように平成 27(2015)年 5 月から附属図書館で公開している。(【資料 2-6-8】平成 27(2015)年度学生満足度調査結果　【資料 2-3-8】と同じ)

また、「FD 委員会」では、前年に続き、FD 委員長から 4 年次生に対して授業、設備、教務対応等の対面の聞き取り調査をコース別に行った。(【資料 2-6-9】平成 27(2015)年度 3 月定例教授会議事要録及び資料)

さらには、平成 27(2015)年度後期から、受講者数の多い講義科目に対して FD 委員が中心となり「教員相互の授業参観」を実施した。(【資料 2-6-10】平成 27(2015)年度 12 月定例教授会議事要録及び資料)

2-6-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

平成 27(2015)年度後期からの「学生授業アンケート調査」では、調査票の自由記述欄で挙がった学生からの要望、アイデアに対して、担当教員がコメントを返し最終版の集計結果表に記載できるようにしたことで、授業改善を促すこととした。また、授業アンケート集計結果はすべてファイリングし、全学生・教職員が閲覧できるように平成 27(2015)年 3 月から附属図書館で公開し、平成 28(2016)年 2 月に蔵書検索システムにも登録した。(【資料 2-6-11】平成 27(2015)年度後期学生授業アンケート調査集計結果表)(【資料 2-6-12】平成 27(2015)年度第 2 回 FD 委員会議事要録　【資料 2-6-2】と同じ)(【資料 2-6-13】蔵書検索画面のプリントアウト)

4 年次生への聞き取り調査の結果は一覧表にして、平成 28(2016)年 3 月の「教授会」で報告し、学生からの要望について対応の検討を要請した。(【資料 2-6-14】平成 27(2015)年度 3 月定例教授会議事要録及び資料)

FD 委員を中心とした教員相互の授業参観では、参観者の報告書を「FD 委員会」でとりまとめ、担当教員にフィードバックすることで授業改善に役立てるようにした。(【資料 2-6-15】平成 27(2015)年度後期教員相互の授業参観 報告書)

この他、「FD 委員会」では「学生授業アンケート調査」の結果を踏まえて、教育目的の達成状況に関する点検・評価を行い、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて以下の取り組みとしてフィードバックしている。

① 平成 27(2015)年度「第 1 回 FD 研修会」を 12 月 11 日に開催し、建学の理念と 3 つのポリシーについて、大学の考え方を佐藤学長から全教職員へ周知するための研修を

行った。「第 2 回 FD 研修会」を 12 月 18 日に開催し、前回の学長の研修を受けて、建学の理念と 3 つのポリシーについて討議した。(【資料 2-6-16】平成 27(2015)年度第 1､2 回 FD 研修会報告書)
その後、2 回の「FD 研修会」をもとに、学内での検討を踏まえ、平成 28(2016)年 3 月の「教授会」において、新たな 3 ポリシーを決定した。(基準 1-3-③に記載)

② 平成 26(2014)年度に、本学の映画学の基盤となる「映画史概論(佐藤忠男学長)」の全 15 回の講義を収録し、平成 27(2015)年度に註釈、参考資料を盛り込んだ DVD(Digital Versatile Disc)を完成させ、全専任教員に配付した。(【資料 2-6-17】平成 27(2015)年度第 5 回 FD 委員会議事要録)

(3)2－6 の改善・向上方策(将来計画)

「学生授業アンケート調査」の内容と集計結果表の変更が適正だったかを検討し、より良い方法を模索する。

FD 委員を中心とした「教員相互の授業参観」は平成 28(2016)年度前期にも実施し、その後、今後の授業改善と指導の方法を検討する。

4 年次生に対する聞き取り調査は、アンケートを補完する意味で、平成 28(2016)年度も実施し、「カリキュラム検討委員会」、「学生委員会」と連動してそれぞれの委員会活動に役立てる。

学生に授業や演習、実習に関する最新で正確な情報をホームページや学生メールを活用することで、学修効果を一層向上させる。

「オムニバス・ペア科目」、「コラボレーション科目」等の複数教員で行う授業の事前打合せと事後の振り返りを徹底させる。

映画・映像科を持つ他大学との交流を深め、その FD・SD(Staff Development)の在り方を研究し、本学における FD・SD の在り方を構築する。

「FD 委員会」と「キャリアサポートセンター」とで連動し、卒業生の就職先(企業)にアンケート調査を行い大学教育に反映させ、映画・映像産業に貢献できる方法を模索する。

2－7　学生サービス

≪2－7 の視点≫

2-7-①　学生生活の安定のための支援

2-7-②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1)2－7 の自己判定

基準項目 2－7 を満たしている。

(2)2－7 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-7-①　学生生活の安定のための支援

・学生サービス、厚生補導のための組織

学生生活全般に関わる学生支援サービスは、総合窓口である「学生支援部」が担ってい

る。

また、「教授会」の元で構成される各種委員会の一つとしての「学生委員会」は、教員のみならず事務職員である学生支援部長が構成員として参加し、教職員による協働体制が組まれ、学生全般に関わる案件について、情報の共有及び討議・審議を行い、厚生補導に関しての適切な対応を行っている。(【資料 2-7-1】日本映画大学映画学部教授会委員会規程 【F-9】と同じ)

・経済的支援

経済的支援について、大学独自の奨学金を実施している。

日本映画大学における奨学金・授業料減免制度は次表の通りである。

名　称	対象者	人数	給付(減免)額
今村昌平記念奨学金制度(給付)	3 年次終了時における学業成績優秀者	5 名	4 年次の学費全額相当額 (158 万円)
	上記に準ずる者	若干名	4 年次の学費半額相当額 (79 万円)
修学支援奨学金制度(給付) 【平成 28(2016)年度拡充・改善】	経済的理由による学費納入困難者	約 20 名	1 名当たり年額 50 万円
成績優秀者に対する授業料減免制度(減免)	一般入学試験 A 日程における成績優秀者	5 名	1 年次授業料全額 (100 万円)
	2 年次生及び 3 年次生 (前年度成績優秀者)	若干名	授業料半額 (50 万円)
	4 年次生	今村昌平記念奨学金制度を適用	
自宅外通学支援奨学金制度(給付) 【平成 28(2016)年度新設】	入学者のうち自宅外通学者	約 50 名	1 年次のみ年額 30 万円
社会人学生奨学金制度(給付) 【平成 28(2016)年度新設】	社会人である学生	該当者	年額 30 万円
私費外国人留学生授業料減免制度(減免)【平成 28(2016)年度新設】	「留学」の在留資格を有する私費外国人留学生	該当者	年額 15 万円

平成 28(2016)年度から新たに大学独自の奨学金等を設け、さらなる経済的支援を図ることとした。

また、外国人留学生に対しては、留学生を対象とした外部奨学金の紹介と申請を行っている。(【資料 2-7-2】外国人留学生を対象にした外部奨学金申請書類)

さらに、経済的支援の一環として SA 制度を平成 25(2013)年 4 月から実施し、同じく平成 27(2015)年 4 月から外国人留学生に対するチューター制度を導入した。(【資料 2-7-3】日本映画大学スチューデント・アシスタントに関する取扱要項 【資料 F-9】と同じ)(【資料 2-7-4】日本映画大学外国人留学生チューターに関する取扱要項 【資料 F-9】と同じ)

・課外活動支援

平成 26(2014)年に学生自治組織である「日本映画大学学友会」の発足後(【資料 2-7-5】平成 26(2014)年度第 10 回学生委員会議事要録)、地域活動として「地域上映会」を行うなど、意欲的に課外活動をしており、「学生委員会」と「学生支援部」で支援と指導を行っている。(【資料 2-7-6】エビデンス集(データ編)【表 2-14】学生の課外活動への支援状況)

・健康相談、心的支援、生活相談等

オフィスアワー制度を実施し、学生の相談に応じる体制を整備している。(【資料 2-7-7】学生便覧　【資料 F-5 と同じ】)

1 年次生は、1 クラス約 20 人に対して 1 人の教員を配するクラス担任制度としており、大学生活に不慣れな初年次生の個別相談に応じる体制は充実している。

2 年次生、3 年次生については、各専門コースの担当教員が個別の相談に応じる体制をとっている。これに加えて学生委員長によるオフィスアワーを原則、毎週金曜日に行っている。(【資料 2-7-8】平成 23(2011)年度第 5 回学生委員会議事要録)

心的支援については、平成 27(2015)年度からカウンセラーを 2 名に増やし、支援の充実をはかった。カウンセラーによるカウンセリングは毎週水曜日に実施している(【資料 2-7-9】カウンセリング制度に関する掲示物)。心的支援を必要とする学生については、クラス担任・各専門コースの担当教員をはじめとする教員と学生支援部職員とカウンセラーの三者で常に学生情報の共有を行い、協働体制で支援を行っている。また、平成 27(2015)年度には、白山校舎に「学生相談室」を拡充、整備した。(【資料 2-7-10】エビデンス集(データ編)【表 2-12】学生相談室、医務室等の利用状況)

また、学生向けの啓発活動として、川崎市の協力により「デート DV」に関する講習会を開催している。(【資料 2-7-11】一緒に考えましょうデート DV ワークショップ(掲示物))

長期授業欠席学生に対しては、クラス担任教員・授業担当教員・学生委員長と学生支援部職員が連携して連絡を取り、随時学生の相談に乗っている。

外国人留学生に対しては、全学年の留学生同士や日本人学生との交流を通じ円滑な学生生活を送ることができるように、「交流会」を実施した。また、外国人留学生(1 年次生)を対象にチューター制度を新設し、平成 27(2015)年度から実施した。(【資料 2-7-12】日本映画大学外国人留学生チューターに関する取扱要項　【資料 F-9】と同じ)

2-7-②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

・学生サービスに対する学生の意見等のくみ上げ

「日本映画大学学友会」より出された意見や、クラス担任制度やオフィスアワー制度による学生からの要望等は、「学生委員会」の議案として討議・審議を行い、学生サービスの改善を図っている。(【資料 2-7-13】平成 27(2015)年度第 2 回学生委員会議事要録)

また、学生委員長と教員とキャリアサポート担当職員が連携し、3 年次生に対してアンケート調査後に就職等についてのヒアリングを行っている。(【資料 2-7-14】在学生の進路アンケート調査　【資料 2-6-6】と同じ)さらに、就職の相談窓口として週に 1 回、専門員を置いて予約制の個別就職相談窓口を開設している。(【資料 2-7-15】学生便覧　3.キャリ

アカウンセリング　【資料 F-5】と同じ)

(3)2－7 の改善・向上方策(将来計画)

課外活動支援については、各非公認サークルの活動に継続性を持たせることや、サークルの構成人員・組織・会計を明瞭化させる等の指導を「学生委員会」と「学生支援部」が連携して行い、大学公認サークルの育成に更に努める。

修学支援としての奨学金制度や授業料減免制度などを新たに設け、学生支援の拡充に努める。

2－8　教員の配置・職能開発等

≪2－8 の視点≫

2-8-①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③　教養教育実施のための体制の整備

(1)2－8 の自己判定

基準項目 2－8 を満たしている。

(2)2－8 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-8-①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の専任教員の総数は講師以上 25 人で、大学設置基準に定められた専任教員数 22 人を上回っている。また、教授数も 15 人で、設置基準が求める 11 人を上回っている。(【資料 2-8-1】エビデンス集(データ編)【F-6】全学の教員組織)

また、創作系教員と理論系教員の人数構成は、ほぼ半々で年齢構成もバランスよく確保されている。(【資料 2-8-2】エビデンス集(データ編)【表 2-15】専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成)

本学では、1 年次はクラス制(1 クラス約 20 人、1 学年 4～6 クラス)をとっており、1 クラスにつき 2 人の教員を配置している。

専任教員以外がクラス担任を務める場合もある。それは、1 年次の柱となる単位数も大きな看板科目「人間総合研究」と「長編シナリオ演習(200 枚シナリオ)」といった必修科目の授業が組み込まれていることから、演出や脚本が専門のベテラン教員にクラス担任を依頼しているためである。このことは、直接接している個々の学生への適切な指導、助言や具体的な添削等が速やかに可能となるための措置であり、学生生活全般にわたって新入生の悩みや進路等の相談に対しても、対処・対応していけるよう取り組んでいる。(【資料 2-8-3】平成 28 年度 1 年次担当教員一覧)

2-8-②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の昇進人事は、平成 27(2015)年 4 月 1 日付けで(准教授→教授 1 人、講師→准教授 1 人)、平成 28(2016)年 4 月 1 日付けで昇進人事(助手→講師 1 人)があり、教員の新規採用(教授 1 人)があった。(【資料 2-8-4】平成 26(2014)年度 3 月及び平成 27(2015)年度 2 月人事教授会議事要録)

教員評価に関しては、平成 24(2012)年度から、履修登録学生による当該授業科目に対する「学生授業アンケート調査」を最終授業時に実施し、担当教員に結果をフィードバックしているが、アンケート結果としては概ね良好であり、今後とも「FD 委員会」の課題としている。(【資料 2-8-5】平成 27(2015)年度前期・後期学生授業アンケート調査票及び集計結果表　【資料 2-3-7】と同じ)

また、平成 27(2015)年度に「教員活動評価実施要項」を定め、各教員の教育活動について自主的に点検することにより、教育内容等の改善充実に努めることとし、平成 27(2015)年度の教育活動から実施することとした。(【資料 2-8-6】日本映画大学における教育活動評価実施要項　【資料 F-9】と同じ)

教員と事務職員の資質・能力向上(FD・SD)への取組みに関しては、教員については、「FD 委員会」主催による研修会や情報提供の他、全国規模の研修会に、教員や関連する部署の事務職員を出席・参加させて研鑽を積ませており、同時に他大学の動向や情報収集もさせるなどして、教職員の資質・能力向上を図り、本学組織の改善にも役立てている。(【資料 2-8-7】平成 27(2015)年度 11 月定例教授会議事要録及び資料)

2-8-③　教養教育実施のための体制の整備

座学形態が中心となる教養教育の授業科目は、1 年次から 4 年次までの間に、個々の学生の学修計画に合わせて履修できるように配当されており、多岐にわたる分野の科目が用意されている。また、映画関連の知識だけでなく、ありとあらゆる分野や課題が映画のテーマとなることから、配当科目も広範囲としている。
(【資料 2-8-8】エビデンス集(データ編)【表 2-5】授業科目の概要)

(3)2－8 の改善・向上方策(将来計画)

現行のクラス担任制に関しては、開学 5 年を経過してかなり定着してきたと言える。小規模大学の特色である少人数教育を、さらに充実した教育内容と教育指導を発揮できるよう、様々な工夫・改善を図っていく必要がある。

教員評価に関しては、「学生授業アンケート調査」の結果の他、開学前後からの業績一覧、各種委員会をはじめとする大学運営や社会・地域に対する貢献度など、教員活動評価を通じ総合的な観点から評価を充実させる。

2－9　教育環境の整備

≪2－9 の視点≫

2-9-①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-②　授業を行う学生数の適切な管理

(1)2－9 の自己判定

基準項目 2－9 を満たしている。

(2)2－9 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-9-①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学の校舎は新百合ヶ丘校舎と白山校舎があり、両校舎合わせた校地面積は 18,502.5 ㎡(大学設置基準上必要な校地面積 6,400 ㎡)、校舎面積は 7,740.7 ㎡(大学設置基準上必要な校舎面積 6,677 ㎡)であり「大学設置基準」を満たしている。(【資料 2-9-1】エビデンス集データ編【表 2-18】校地、校舎等の面積)

新百合ヶ丘校舎については、小田急線新百合ヶ丘駅から徒歩 1 分程の場所に位置し、充実したポストプロダクション設備が整備されている。

白山校舎については、小田急線新百合ヶ丘駅からバスで 5 分程の場所に位置し、平成 22(2010)年 12 月に竣工(改修)した校舎は、明るく清潔感があり、快適な空間を提供している。また、図書館、情報処理室を兼ねる語学学習室、撮影スタジオ(今村昌平記念スタジオ)などが適切に整備され、有効に活用されている。(【資料 2-9-2】大学案内　【資料 F-2】と同じ)

また、白山校舎については、エレベーター、多目的トイレ及びエントランスのスロープなどを整備しバリアフリーに配慮している。新百合ヶ丘校舎については、多目的トイレやエントランスのスロープなどを整備し十分とは言えないがバリアフリーに配慮している。

白山校舎バリアフリー

撮影スタジオ障害者用通路

障害者専用駐車スペース

車椅子用通路

エレベーター

多目的トイレ（車椅子マーク付き）

多目的トイレ内部

新百合ヶ丘校舎バリアフリー

車椅子用スロープ

多目的トイレ（車椅子マーク付き）

多目的トイレ内部

加えて、災害時に備えての備蓄品を川崎市と協力して整備し、災害への対策を日頃から心掛けている。(【資料 2-9-3】川崎市との避難所協定書)

白山校舎は、耐震基準に適合している建物であり、安全性は確保されている。また、新百合ヶ丘校舎については、建設されたのが新耐震基準以降の時期であり、安全性は確保されている。(【資料 2-9-4】耐震に関する書類)

本学の附属図書館については、「日本映画大学附属図書館規程」「日本映画大学附属図書館利用規程」に則り管理・運営されている。(【資料 2-9-5】日本映画大学附属図書館規程　【資料 F-9】と同じ)(【資料 2-9-6】日本映画大学附属図書館利用規程　【資料 F-9】と同じ)(【資料 2-9-7】エビデンス集・データ編【表 2-23】図書、資料の所蔵数【表 2-25】情報センター等の状況)

また、学術情報に関するデータベースを整備し、教育研究環境の充実を図っている。データベースに関する一覧は次の通りである。

電子書籍	NetLibrary - 簡易検索
	浪漫堂シナリオ文庫
電子ジャーナル	Feminist Media Studies
	Film Quarterly
	New Review of Film and Television Studies
	Quarterly Review of Film and Video
	CINEMA TECHNOLOGY
データベース	Film Indexes Online
	Web OYA-bunko(大宅文庫：雑誌記事検索)
	ジャパンナレッジ プラス(百科事典その他)
	聞蔵Ⅱビジュアル(朝日新聞記事検索)
	20 世紀メディア情報データベース 占領期の雑誌・新聞情報 1945-1949(GHQ 占領期の新聞、雑誌記事検索)

施設・設備に対する学生の意見等は、「FD 委員会」が実施している聞き取り調査や、「自己点検・評価委員会」が実施している「学生満足度調査」で確認している。

2-9-②　授業を行う学生数の適切な管理

学生が主体的・効果的に学習ができるよう、1 年次生はクラス制(1 クラス約 20 人)、2 年次生後期からは 6 つの専門コースを設け、3 年次生後期からは、全コースからの希望者を選抜して、「身体表現・俳優コース」がスタートすることで 7 コースとなり、学生のニ

ーズに合わせた少人数教育を実施している。さらに演習系の授業は複数の教員が携わることによって、学生一人ひとりに対してきめ細やかな指導やフォローアップができる体制を整えており、教育効果の上がる適切な授業運営がなされている。

(3)2－9 の改善・向上方策(将来計画)

本学の校地や校舎は、「大学設置基準」を十分に満たしている。教育研究活動に必要な施設・設備は適切に整備され、かつ有効に活用されている。附属図書館の蔵書や DVD 資料に関しては、自然科学系列の図書の補充等、さらなる充実を図り教育研究活動の向上に資するよう努めていく。また、新百合ヶ丘校舎におけるバリアフリーについては、充実するよう検討する。

授業を行う学生数に関しては、今後も少人数教育を実践し、学生一人ひとりに対してきめ細やかな指導やフォローアップができる体制を維持していく。

［基準 2 の自己評価］

学生の受入れについては、毎年、選抜方法を工夫し、受験生に向けた「アクセス・デイ」を開催するなどして､定員確保に努めているが､ここ数年は定員を満たすに至っていない。

その他、教育課程及び教授方法、教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制、単位の認定、卒業・修了認定等、キャリアガイダンス、教育目的の達成状況のフィードバック、学生サービス、教員の配置・職能教育、教育環境の整備については、前述の通り適切に実施されている。

以上のことから基準2に関しては、2-1-③の学生の受入れで定員を満たすに至っていないが、選抜方法を工夫するとともに、募集活動の改善にも努め、募集に関する様々な取り組みを実施していることから、基準を満たしていると評価する。

基準 3. 経営・管理と財務

3－1　経営の規律と誠実性

≪3－1 の視点≫

3-1-①　経営の規律と誠実性の維持の表明
3-1-②　使命・目的の実現への継続的努力
3-1-③　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
3-1-④　環境保全、人権、安全への配慮
3-1-⑤　教育情報・財務情報の公表

(1)3－1 の自己判定

基準項目 3－1 を満たしている。

(2)3－1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-①　経営の規律と誠実性の維持の表明

日本映画大学の設置者である学校法人神奈川映像学園の経営は、「教育基本法」及び「学校教育法」を遵守し、「学校法人神奈川映像学園寄附行為(以下、寄付行為)」及び「学校法人神奈川映像学園寄附行為実施規程」に基づき適切に行われている。(【資料 3-1-1】学校法人神奈川映像学園寄附行為　【資料 F-1】と同じ)(【資料 3-1-2】学校法人神奈川映像学園寄附行為実施規程　【資料 F-9】と同じ)

また、理事、監事、評議員の選任についても「寄附行為」に基づき適切に行われている。(【資料 3-1-3】学校法人神奈川映像学園寄附行為　【資料 F-1】と同じ)

監事と監査法人が連携して業務監査及び会計監査を行うことにより監査機能の充実が図られており、経営の規律と誠実性は維持されている。(【資料 3-1-4】学校法人神奈川映像学園監事監査規程　【資料 F-9】と同じ)(【資料 3-1-5】監査計画説明書)

3-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

本学では、「常勤理事会」を中心に毎年の自己点検・評価を踏まえ、各年度毎の「事業計画書」を策定しており、使命・目的の実現を着実に進めている。(【資料 3-1-6】事業計画書　【資料 F-6】と同じ)

また、概ね月 1 回定期的に開催される「常勤理事会」において、毎年度の事業計画を遂行しつつ、使命・目的の実現に向けた努力が継続的になされている。(【資料 3-1-7】学校法人神奈川映像学園常勤理事会運営規程　【資料 F-9】と同じ)(【資料 3-1-8】平成 27(2015)年度常勤理事会議事要録)

3-1-③　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学園の学校法人神奈川映像学園寄附行為、学則及び諸規程は「学校教育法」、「私立学校法」、「大学設置基準」等に基づいて整備され、教職員はこれらの規程及び法令を遵守している。また、校地・校舎面積や教員数など「大学設置基準」を十分満たしている。(【資料 3-1-9】エビデンス集・データ編【表 2-18】校地・校舎面積　【表 F-6】教員数)

3-1-④　環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、白山校舎周辺の多数の樹木を保存しており、人員を配して維持管理に努めている。また、校舎の研究室窓には「グリーンカーテン」を施している。

白山校舎グリーンカーテン

平成 27（2015）年 6 月時点

その他、ゴミ箱を増やし分別の推進も図っている。

人権への配慮については、法令に沿って「学校法人神奈川映像学園就業規則・服務規程」で確固たるものとしている。(【資料 3-1-10】学校法人神奈川映像学園就業規則　【資料 F-9】と同じ)

各種のハラスメント防止については、「学校法人神奈川映像学園ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、「ハラスメント委員会」を組織し、相談員を両校舎に配置している。(【資料 3-1-11】学校法人神奈川映像学園ハラスメントの防止等に関する規程　【資料 F-9】と同じ)(【資料 3-1-12】ハラスメント対策委員会議事要録)

個人情報の取扱いについては、「学校法人神奈川映像学園個人情報の保護に関する規程」を整備し対応している。(【資料 3-1-13】学校法人神奈川映像学園個人情報の保護に関する規程　【資料 F-9】と同じ)

安全への配慮については、本学の体育館とグラウンドと校舎の一部は川崎市の指定避難場所として有事の際には開放することとしている。学生や教職員も避難することができる。また、17 時以降、警備会社による校舎及び校舎周辺の警備を行い防犯体制の強化を図っている。(【資料 3-1-14】川崎市との避難所協定書　【資料 2-9-3】と同じ)(【資料 3-1-15】警備業務請負契約書)

3-1-⑤　教育情報・財務情報の公表

教育情報の公表については、「学校教育法施行規則」に定められた内容を大学ホームページ上で公開している。(【資料 3-1-16】ホームページ「法令に基づく情報公開」)(【資料 3-1-17】エビデンス集(データ編)【表 3-3】教育研究活動等の公表状況)

財務情報の公表については、「寄附行為」及び「学校法人神奈川映像学園情報公開規程」の定めにより、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、事業報告書、監事監査報告書、資金収支予算書、消費収支予算書を備え置き、閲覧に備えている。(【資料 3-1-18】学校法人神奈川映像学園寄附行為　【資料 F-9】と同じ)(【資料 3-1-19】学校法人神奈川映像学園情報公開規程　【資料 F-9】と同じ)(【資料 3-1-20】情報公開請求書)(【資料 3-1-21】エビデンス集(データ編)【表 3-4】財務情報の公表(前年度実績))

また、大学ホームページでも公表している。(【資料 3-1-22】ホームページ「財務情報」)

(3)3－1 の改善・向上方策(将来計画)

経営の規律と誠実性は、問題なく維持されている。今後も学内規程及び関係法令等を遵守し、使命・目的の実現のための取り組みを着実に進めていく。また、環境保全、人権、安全への配慮については、今以上の取り組み強化を図っていく。

3－2　理事会の機能

≪3－2 の視点≫

3-2-①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1)3－2 の自己判定

基準項目 3－2 を満たしている。

(2)3－2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の「理事会」は、理事の選任、諸規程の改廃、予算、決算など、法人全体の重要事項の審議・決定を行っている。また、戦略的意思決定ができる体制として、原則、月 1 回開催している「常勤理事会」では、常務の重要事項の審議・決定を行い「理事会」へ報告している。

理事定数は「寄附行為」により 8 人と定められており、選任区分は、第 1 号理事「学長」第 2 号理事「評議員のうちから評議員会において選任した者 4 人」、第 3 号理事「学識経験者のうち理事会において選任した者 3 人」となっていて、私立学校法に則り適切に選任している。(【資料 3-2-1】学校法人神奈川映像学園寄附行為　【資料 F-1】と同じ)

平成 27(2015)年度中に 3 回開催された「理事会」の出席状況は 100%(委任状出席含む)であり、適切な出席状況のもと意思決定が行われている。(【資料 3-2-2】平成 27(2015)年度理事会議事録)(【資料 3-2-3】平成 27(2015)年度常勤理事会議事要録　【資料 3-1-8】と同じ)

(3)3－2 の改善・向上方策(将来計画)

大学を取り巻く環境が厳しい中、「常勤理事会」において迅速かつ適確な意思決定が求められる。「常勤理事会」が使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定をするために情報を収集し、適切に機能する体制を整備していく。

3－3　大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

≪3－3 の視点≫

3-3-①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1)3－3 の自己判定

基準項目 3－3 を満たしている。

(2)3－3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

教育研究に関する意思決定は学長が行うこととし、「教授会」は学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。「教授会」は「学則」及び「日本映画大学映画学部教授会規程」に基づき設置・運営されていて、原則、月 1 回開催され、教学面の重要事項の審議をしている。(【資料 3-3-1】日本映画大学学則　【資料 F-3】と同じ)(【資料 3-3-2】日本映画大学映画学部教授会規程　【資料 F-9】と同じ)

また、「日本映画大学映画学部教授会委員会規程」に基づき、各種委員会において検討や意見の調整が行われ、検討結果は「教授会」に報告され、必要に応じて審議されている。このように権限と責任は明確になっている。（【資料 3-3-3】日本映画大学映画学部教授会委員会規程　【資料 F-9】と同じ）

3-3-②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長を学部長、学科長及び事務局長が補佐機能を果たすことにより業務の意思決定と執行が円滑に行われてきたが、平成 27(2015)年 6 月から「企画戦略室」を設置することで強化を図り、学長が適切なリーダーシップを発揮するための体制を整備した。
（【資料 3-3-4】学校法人神奈川映像学園事務組織規程　【資料 F-9】と同じ）

(3)3－3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は単科大学であり、教育・研究に関する意思決定は、学長出席のもとによる「教授会」において審議等がなされており、適切に機能している。

今後、大学改革が進展していく中にあって、さらに学長がリーダーシップを発揮できる環境を整えるため学長の補佐体制の充実を図り、意思決定が適切に行われるよう体制を強化していく。

3－4　コミュニケーションとガバナンス

≪3－4 の視点≫

3-4-①　法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1)3－4 の自己判定

基準項目 3－4 を満たしている。

(2)3－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①　法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

「常勤理事会」に理事として学長、学部長、学科長及び事務局長が出席し、「常勤理事会」にて行われた意思決定については、その後の「教授会」で報告され、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定は円滑に行われている。（【資料 3-4-1】平成 27 (2015)年度定例教授会議事要録）

また、平成 27 (2015) 年 6 月より「企画戦略室」が発足し、事務局の各部課長が出席することにより、理事である事務局長より「常勤理事会」及び「教授会」の議事内容等の報告がなされ、全学的な情報の共有が図られている。（【資料 3-4-2】平成 27 (2015) 年度企

画戦略室会議議事録）

3-4-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

監事は「寄附行為」に基づき 2 人選任することになっており、現在は常勤監事 1 人と非常勤監事 1 人とが選任されている。（【資料 3-4-3】学校法人神奈川映像学園寄附行為　【資料 F-1】と同じ）

監事は「学校法人神奈川映像学園監事監査規程」に基づき、業務監査及び会計監査を実施している。平成 27(2015)年度に開催した「理事会」及び「評議員会」には毎回必ず 1 人は出席し、学校法人の業務等の状況について意見を述べている。（【資料 3-4-4】学校法人神奈川映像学園監事監査規程　【資料 F-9】と同じ）（【資料 3-4-5】平成 27 (2015)年度理事会議事録　【資料 3-2-2】と同じ）（【資料 3-4-6】平成 27 (2015)年度評議委員会議事録）

評議員の定数は 17 人であり、選任区分は「寄附行為」により、第 1 号評議員「この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 9 人」、第 2 号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 3 人」、第 3 号評議員「学識経験者のうちから、理事会において選任した者 5 人」と規定している。現在の人員は、職員 9 人、卒業者 3 人、学識経験者 5 人で規定のとおりとなっている。平成 27(2015)年度中に 3 回開催された「評議員会」の出席状況は 98%(委任状出席含む)であり、適切な出席状況のもと意思決定が行われている。（【資料 3-4-7】学校法人神奈川映像学園寄附行為　【資料 F-1】と同じ）

3-4-③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

ボトムアップに関しては、全教職員に意見を表明する機会は与えられている。専任教員については、各種委員会において検討や意見の調整が行われ、検討結果は「教授会」に報告され、必要に応じて審議を行っている。（【資料 3-4-8】平成 27(2015)年度定例教授会議事要録　【資料 3-4-1】と同じ）

また、審議事項について学部長や学科長より「常勤理事会」に報告されている。事務職員は、各部署の意見など各部課長が汲み上げ、「企画戦略室会議」で表明している。「企画戦略室会議」でくみ上げられた意見は、必要に応じて事務局長より「常勤理事会」に報告されている。（【資料 3-4-9】平成 27(2015)年度企画戦略室会議議事録　【資料 3-4-2】と同じ）

リーダーシップに関しては、理事長及び学長への補佐機能を、学部長と学科長及び事務局長が果たすことにより、業務の意思決定と執行が円滑に行われており、理事長及び学長が適切なリーダーシップを発揮する体制は整備されている。

(3)3－4 の改善・向上方策（将来計画）

管理部門と教学部門との連携は適切に行われている。しかしながら、大学を取り巻く環境の厳しさなどを踏まえ、管理運営体制の適宜見直しを行っていく。その上で管理部門と教学部門との間のコミュニケーションにより透明性を高め、意思決定を円滑に行う体制としていく。

3－5　業務執行体制の機能性

≪3－5 の視点≫

3-5-①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-②　業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③　職員の資質・能力向上の機会の用意

(1)3－5 の自己判定

基準項目 3－5 を満たしている。

(2)3－5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-5-①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

事務組織については、「学校法人神奈川映像学園事務組織規程」に基づき、事務組織や分掌について明確にしている。人員の配置については、本学全体のバランスの中で適切に配置がなされ、効率的に業務を執行している。(【資料 3-5-1】学校法人神奈川映像学園事務組織規程　【資料 F-9】と同じ)

3-5-②　業務執行の管理体制の構築とその機能性

事務組織の運営は、事務局長が掌理し、調整している。事務局には「企画戦略室」、「総務部」、「学生支援部」、「図書館事務室」の 4 部署があり、それぞれ部長若しくは室長が任命されていて、各部署の責任者として管理機能を果たしている。また、事務局長、室長、各部課長及び企画戦略室スタッフ等が出席の「企画戦略室会議」を原則、月 1 回定期的に開催し、情報の共有が図られ、事務局長並びに企画戦略室長を中心に管理体制が構築されている。

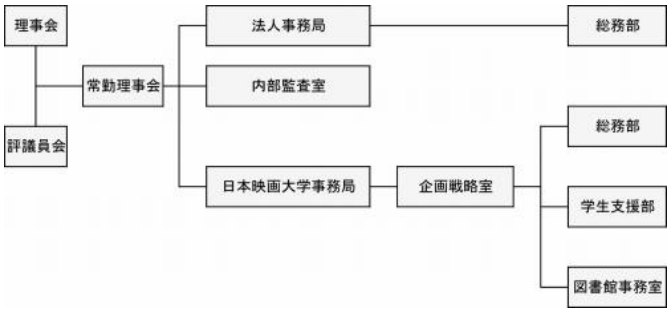

事務組織図(平成 27 年度　6 月 1 日現在)

3-5-③　職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の資質・能力向上のための取り組みに関しては、「日本私立大学協会」等の団体で実施する研修会や協議会など積極的に参加し、他大学との情報交換も含め自己研鑽に努めている。また、その他外部機関主催の研修会や講演会などに参加させ、知識・能力の向上

を図っている。平成 27(2015)年度からは、「SD 研修会」を開催している。(【資料 3-5-2】SD 研修会資料)

(3)3－5 の改善・向上方策(将来計画)

組織の編成及び職員の配置については、今後も適時、見直しを行い、適切な人員の確保と配置を行っていく。また、職員の資質・能力向上についての取り組みとして「SD 研修会」を複数回開催し、他大学の実情についても調査することなどにより一層強化していく。

3－6　財務基盤と収支

≪3－6 の視点≫

3-6-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1)3－6 の自己判定

基準項目 3－6 を満たしている。

(2)3－6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-6-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学では、「企画委員会」を中心に平成 26(2014)年 4 月に「日本映画大学中期目標・中期計画一覧表(中間まとめ)」として取りまとめ、その計画の中に財政内容の改善に関する目標が掲げられている。この「日本映画大学中期目標・中期計画一覧表(中間まとめ)」を基に各年度毎の「事業計画書」及び予算を策定して、財務運営の適正化を図っている。(【資料 3-6-1】日本映画大学中期目標・中期計画一覧表(中間まとめ)　【資料 1-3-5】と同じ)(【資料 3-6-2】事業計画書　【資料 F-6】と同じ)

3-6-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学は、開学から支出超過の状態であったが、完成年度を過ぎて収支のバランスを改善していく見込みであった。しかし、学生確保の実態が定員を満たすには至っていないことから、経費節減に努め、収支バランスの確保を図ってきた。また、学生生徒等納付金の自己収入に占める割合も高いため、入学者の確保も重要ではあるが、納付金収入以外の収入(経常費補助金、科学研究費補助金、寄付金、事業収入等)の確保に努めている。その成果として、平成 27(2015)年度は、「私立大学等改革総合支援事業」及び「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」に採択された。

また、外部資金獲得ができるような取り組みを行っていることから、「科学研究費補助金」の獲得も増加傾向にある。(【資料 3-6-3】決算等の計算書類(過去 5 年間)　【資料 F-11】と同じ)(【資料 3-6-4】平成 27 年度「私立大学等改革総合支援事業」の選定結果について(通知))(【資料 3-6-5】平成 27 年度「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」交付内定について(通知))(【資料 3-6-6】科学研究費助成事業(科学研究費補助金)交付決定通知書)

(3)3－6 の改善・向上方策(将来計画)

予算管理の徹底や入学定員の確保など、収支のバランスを考慮した運営に努めていく。また、「日本映画大学中期目標・中期計画一覧表(中間まとめ)」について、早急に見直しを進め、その計画を基に、各年度の事業計画及び予算を策定して、財務運営の適正化を図っていく。

3－7　会計

≪3－7 の視点≫

3-7-①　会計処理の適正な実施

3-7-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

(1)3－7 の自己判定

基準項目 3－7 を満たしている。

(2)3－7 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-7-①　会計処理の適正な実施

会計処理は、「学校法人会計基準」及び「学校法人神奈川映像学園経理規程」を遵守し、適正に実施されている。会計処理上の疑問などは、公認会計士や税理士などに問い合わせ、指導・助言を受けている。(【資料 3-7-1】学校法人神奈川映像学園経理規程　【資料 F-9】と同じ)

3-7-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

本学の会計監査は、監査法人により会計帳簿書類及び計算書類などの確認・照合を行っている。監事は、監査法人による監査に常時立ち会い、相互の意見交換も実施していて、会計監査の体制は十分に整備され、厳正に実施されている。(【資料 3-7-2】監査結果報告書)

(3)3－7 の改善・向上方策(将来計画)

事務職員の会計知識を向上させ、引き続き適切な会計処理を行っていく。会計監査の体制に関しては、監査法人、監事及び内部監査室との連携を強化し、体制整備の向上を図る。

[基準 3 の自己評価]

経営の規律と誠実性、理事会の機能、大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ、コミュニケーションとガバナンス、業務執行体制の機能性、財務基盤と収支、会計については、前述の通り適切に機能している。

以上のことから基準 3 ついては、基準を満たしているものと評価できる。

基準 4. 自己点検・評価

4－1　自己点検・評価の適切性

≪4－1 の視点≫

4-1-①　大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-②　自己点検・評価体制の適切性

4-1-③　自己点検・評価の周期等の適切性

(1)4－1 の自己判定

基準項目 4－1 を満たしている。

(2)4－1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学創設の目的としては、「学生便覧」にある「建学の精神と教育方針」の中で、あらゆる映像の原理であり世界の共通語である映画を中心に、『映画人の養成と学術コミュニティーの構築』、『人間として生きる力となる映画力』、『映画を媒体とした地域社会との連携』を掲げ、また、使命についても、新しい感性と専門的な技術を持って映画を創り出していく者、高度な知識の獲得へ向かって研究する者、さまざまな分野で映画を媒体として地域を発展させる者を育成すると明記している。(【資料 4-1-1】学生便覧　【資料 F-5】と同じ)

前述の使命と目的を果たすため、本学では「カリキュラム・ポリシー」に沿った教育を行っているが、これらの使命と目的が効果的に達成されているかを検証するため、「大学設置基準第 1 条(趣旨)」と「学校教育法第 109 条第 1 項」に則り、平成 23(2011)年度から「学校教育法施行規則第 166 条」に準拠するため、適切な項目と体制を整備して、毎年度、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学における点検・評価活動は、平成 23(2011)年度に「日本映画大学自己点検・評価規程(以下、自己点検・評価規程)」を定めて、「自己点検・評価委員会」を設置したことから始まり、点検・評価活動は、「自己点検・評価委員会」が中心となり、学部長を委員長として、学科長、「教授会」と学校法人に設置された各委員会の委員長に加え、事務局長を始めとする事務局の責任者を委員とすることで、教学運営組織と事務組織が一体となって取り組むように、「自己点検・評価規程」の第 3 条に定めている。(【資料 4-1-2】日本映画大学自己点検・評価規程　【資料 F-9】と同じ)

「自己点検・評価委員会」の主な活動内容は、「自己点検評価書」の作成を通じた点検の実施と分析、そして、これらを通じて明確化された教学面や管理運営面の検討課題を学内にフィードバックすることであり、その点検・評価の項目については、「自己点検・評価規程」の第 5 条に定められており、主な項目は次の通りとなっている。(【資料 4-1-3】日本映画大学自己点検・評価規程　【資料 F-9】と同じ)

第 5 条　委員会は、次に掲げる項目を基準として自己点検・評価の指針を決定し、自己点検・評価活動を行う。
(1) 使命・目的等(使命・目的、教育目的)
(2) 学修と教授(学生受け入れ、教育内容・方法、学修及び授業の支援、学修評価、教員配置等)
(3) 経営・管理と財務(経営の規律、理事会、ガバナンス、執行体制、財務基盤と収支、会計)
(4) 自己点検・評価(自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性)
2　前項に定める他、次に掲げる項目についても、基準、基準項目及び評価の基準を定め、自己点検・評価を行うものとする。
(1) 研究活動
(2) 社会との連携
(3) 国際交流

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

自己点検・評価を行う周期については、開設年度以来、毎年実施し、本学の改革・改善に役立てることになっている。

(3) 4－1 の改善・向上方策(将来計画)

本学の自己点検・評価は、教学運営組織と事務組織が一体となって、自主的・自律的に定めた点検項目について、点検・評価を行う体制となっているので、平成 28(2016)年度に実施する認証評価へ向けて、この体制と点検・評価を継続する。

4－2　自己点検・評価の誠実性

≪4－2 の視点≫

4-2-①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4－2 の自己判定

基準項目 4－2 を満たしている。

(2) 4－2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

点検・評価項目については、事実の状況を説明する資料と関連データの収集、アンケート調査の結果分析を行い、関連の諸規程を用いて点検・評価を行っている。

また、項目ごとに示されたエビデンスは、この点検・評価が客観性の高い視点により行われていることを示している。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

「学生授業アンケート調査」を平成 24(2012)年度から実施し、4 年次生に対して行う「学生満足度調査」を平成 26(2014)年度から実施している。それらに加えて、平成 27(2015)年度からは、「企画戦略室」による「学修状況実態・行動調査」が実施された。(【資料 4-2-1】平成 27(2015)年度学修状況実態・行動調査結果　【資料 2-3-9】と同じ)

これらの調査結果は、学生のニーズや、就学の状況、学生生活の実態を知るのに役立つものであり、本学の教育研究と管理運営上の情報源となっている。

「FD 委員会」によって実施された平成 27(2015)年度の「学生授業アンケート調査」の分析結果では、全体として創作系で 87.7%、理論系も 82.7%の学生が満足しているという結果になっている。また、授業ごとのアンケート調査結果については、「FD 委員会」を通じて教員に報告され、本学の教育の質的向上に役だてられている。

なお、平成 27(2015)年度後期の「学生授業アンケート調査」からは、調査項目の見直しや、集計方法を工夫するなどして、分析の精度を向上させるため、新たな調査項目でのアンケート調査を行っている。(【資料 4-2-2】平成 27(2015)年度前期・後期学生授業アンケート調査票及び集計結果表　【資料 2-3-7】と同じ)

また、平成 28(2016)年 3 月卒業の 4 年次生に実施した「学生満足度調査」の結果は、次表の通りとなっている。

【学生満足度調査結果データ】

＜重要度満足度分析＞

		重要度平均	満足度平均
1	大学でやりたい勉強ができること	3.63	3.30
2	自分が本当にやりたいことを見つけること	3.47	3.24
3	授業を通して専門的な知識や技術が身につくこと	3.54	3.20
4	高等教育としての教養が身につくこと	2.94	2.86
5	入りたい専門コースがあること	3.30	3.28
6	希望の専門コースに入れること	3.30	3.47
7	専門コースで充実した時間を過ごせること	3.44	3.36
8	専門コースの内容が役に立つこと	3.37	3.31
9	自分が入りたいサークルがあり、思う存分に活動ができること	1.96	2.42
10	キャリア開発の授業が役に立つこと	2.67	2.57
11	キャリアサポートが主催する企業説明会等が充実していること	2.69	2.43
12	キャリアサポートが個別の相談に乗ってくれること	2.89	2.80
13	教員は話しやすく、個別の相談に乗ってくれること	3.29	3.28
14	事務局職員と話しやすいこと	3.09	3.29
15	大学の校風や雰囲気が自分に合っていること	3.08	3.09
16	大学生活を通して自分が成長できること	3.52	3.43
17	将来、具体的に何をやりたいかを見つけること	3.31	3.14
18	学内の図書館や福利厚生施設が整っていること	3.10	2.76

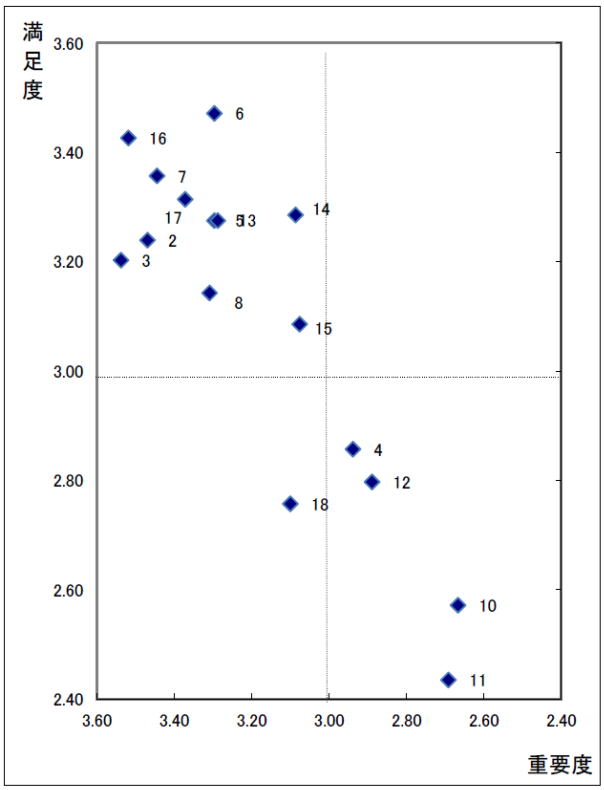

この調査結果は、「学生満足度調査」の中で、18 ある調査項目の内 11 の項目に重要度が高く、満足度の高い結果が出ている。

その他の主な調査項目としては、「在学中の悩みをどのように解決したか」、「本学をどのように思っているか」、また、学生の達成度についての調査として「将来の夢を明確にできたか、人生に役立つスキルを身につけることができたか」等と「就職先についての満足度」に関する調査項目を設け、多方面に亘るアンケート調査を実施した。(【資料 4-2-3】平成 27(2015)年度学生満足度調査結果　【資料 2-3-8】と同じ)

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

「自己点検評価書」の公表方法及び範囲については、「自己点検・評価委員会」に諮った上で学長が決定すると「自己点検・評価規程」の第 7 条に定められているが、その公表の方法としては、ホームページを活用することで社会への公表を行うと同時に、学内においては、共有フォルダー内に「自己点検評価書」をアップして、教職員ともに閲覧ができるようにしている。(【資料 4-2-4】日本映画大学自己点検・評価規程　【資料 F-9】と同じ)(【資料 4-2-5】ホームページ (大学の取り組み))

(3)4－2 の改善・向上方策(将来計画)

今後、エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施する上で、さらに透明性を高めるためにはどのようにすれば良いか、また、現状把握のための調査・データ収集と分析方法について、「学生授業アンケート調査」を実施している「FD 委員会」、「学修状況実態・行動調査」を実施している「企画戦略室」と連携し、今後も検証を継続して行う。

4－3　自己点検・評価の有効性

≪4－3 の視点≫

4-3-①　自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1)4－3 の自己判定

基準項目 4－3 を満たしている。

(2)4－3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのＰＤＣＡサイクルの仕組みの確立と機能性

自己点検・評価の実施は、大学を改革し発展させるために必要不可欠なものであり、この点検・評価の結果に基づき、全学を挙げて改善と向上への意識を持ち、その実現に向けての不断の努力が必要となる。

この認識のもと、点検・評価の結果については、学長を通じて理事長にも報告をするよう「自己点検・評価規程」の第 7 条に定めている。(【資料 4-3-1】日本映画大学自己点検・評価規程　【資料 F-9】と同じ)

このことは、点検・評価結果の共有を学内に実現するための方策であり、短期的な教学面での課題については、「教授会」で点検・評価の結果報告を行って方策を検討するとともに、管理

運営面に関する短期的な課題については、事務局長を始めとする「企画戦略室会議」で方策を検討することになる。

また、中長期の課題については、平成25(2013)年3月に、理事長を始め、学長、学部長、学科長、事務局長と、その他の常勤理事で構成された「企画委員会」において、事務局より提案されたPDCAサイクル案に基づく目標と計画の検討・策定・評価のスケジュール「日本映画大学における PDCA サイクルについて(案)」平成 25(2013)年度版が審議され、平成 25(2013)年 4 月に開催された「教授会」で報告を行った。(【資料 4-3-2】学校法人神奈川映像学園企画委員会規程 【資料 F-9】と同じ)(【資料 4-3-3】平成 24(2012)年度第 2 回企画委員会議事要録)(【資料】4-3-4「日本映画大学における PDCA サイクルについて」)

この点検・評価結果の学内での還流が、本学運営の改善・向上につながる PDCA サイクルの仕組みとして確立され、機能している。

(3)4－3 の改善・向上方策(将来計画)

PDCA サイクルの仕組み、機能として、短期的な課題については、平成 27(2015)年度の点検・評価結果を活かした改善・向上のための方策を「教授会」や「企画戦略室会議」で検討し、中期的な課題については、「企画委員会」に自己点検・評価の結果を報告し、改善・向上方策の検討を、今後も継続して行う。

[基準 4 の自己評価]

大学の使命・目的に則した自主的・自律的な自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性については、前述の通り点検・評価が適切に実施されている。

以上のことから基準 4 は、基準を満たしているものと評価できる。

Ⅳ．大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A．研究活動

A－1　研究活動の活性化

≪A－1 の視点≫

A-1-①　研究目的を達成するための環境の整備

(1)A－1 の自己判定

基準項目 A－1 を満たしている。

(2)A－1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-①　研究目的を達成するための環境の整備

研究目的を達成するための資源として、全専任教員に研究費が支給されている。(【資料 A-1-1】資金収支計算書　【資料 F-11】と同じ)

また、支給された研究費については、「日本映画大学における個人研究費取扱要領」に基づいて適切に執行されている。(【資料 A-1-2】日本映画大学における個人研究費取扱要領)

さらに、研究目的を達成するための施設として、白山校舎と新百合ヶ丘校舎に分かれて、全専任教員分の研究スペースが分配されている。(【資料 A-1-3】エビデンス集(データ編)【表 2-19】教員研究室の概要)

平成 26(2014)年度、「研究推進委員会」は、研究活動活性化のための評価体制の整備に向けて、専任教員の研究業績調査を行い、平成 27(2015)年度には、大学ウェブサイト等を活用して研究成果を対外的に発信している。(【資料 A-1-4】エビデンス集(データ編)【表 3-3】教育研究活動の公表状況　【資料 3-1-17】と同じ)(【資料 A-1-5】ホームページ(教員紹介))

競争的資金の獲得については、平成 23(2011)年度の開学翌年度より継続して採択されており、「研究推進委員会」の支援が成果を上げている。(【資料 A-1-6】科学研究費助成事業(科学研究費補助金)交付決定通知書　【資料 3-6-6】と同じ)

課題名		研究者名	交付額 (千円)
平成 24(2012)年度(1 件、1 名、1,560,000 円)			
【科研費／研究活動スタート支援】GHQ 占領期における「古典」観の変容と占領政策の相関についての学際的研究	新規	◎川崎賢子 (志賀賢子)	1,560
平成 25(2013)年度(3 件、3 名、7,834,000 円)			
【科研費／研究活動スタート支援】後期中等教育における映像メディア教育のための教材開発研究	新規	◎千葉茂樹	1,430
【科研費／研究活動スタート支援】GHQ 占領期における「古典」観の変容と占領政策の相関についての学際的研究	継続	◎志賀賢子	1,430

【文化庁／大学を活用した文化芸術推進事業】映画アートマネジメント人材養成講座	新規	◎石坂健治	4,974
平成 26(2014)年度(2 件、2 名、2,990,000 円)			
【科研費／基盤研究 C】GHQ 占領期における近代化及び古典再編に関する諸言説分析を総合する文芸史的研究	新規	◎志賀賢子	1,690
【科研費／研究活動スタート支援】後期中等教育における映像メディア教育のための教材開発研究	継続	◎千葉茂樹	1,300
平成 27(2015)年度(2 件、9 名、6,270,000 円)			
【科研費／基盤研究 B】一次資料調査と史的考察により諸学を融合する人文科学としての東アジア映画学の構築	新規	◎飯利忠男(佐藤忠男) ○石坂健治 ○荒井晴彦 ○安岡卓治 ○志賀賢子 ○細野辰興 ○土田環 ○晏妮	5,070
【科研費／奨励研究】社会と学校をつなぐ映画批評活動の有用性に関する実践的研究	新規	◎中山周治	500
【科研費／基盤研究 C】GHQ 占領期における近代化及び古典再編に関する諸言説分析を総合する文芸史的研究	継続	◎志賀賢子	1,950
平成 28(2016)年度(2 件、8 名、4,290,000 円)			
【科研費／基盤研究 B】一次資料調査と史的考察により諸学を融合する人文科学としての東アジア映画学の構築	継続	◎飯利忠男(佐藤忠男) ○石坂健治 ○荒井晴彦 ○安岡卓治 ○志賀賢子 ○細野辰興 ○晏妮	3,380
【科研費／基盤研究 C】GHQ 占領期における近代化及び古典再編に関する諸言説分析を総合する文芸史的研究	継続	◎志賀賢子	910

※研究者名の◎は研究代表者、○は研究分担者を表し、本学所属教員のみ記載。

加えて、映画・映像に関する教育・研究実績等が評価されたことにより、「日本映像学会第 42 回全国大会」主催校となることが決定した。

また、教育・研究の成果を発表する紀要・機関誌の出版に関する活動としては、平成 27(2015)年 3 月に『日本映画大学紀要』第 1 号(【資料 A-1-7】「日本映画大学紀要」第 1 号)を刊行した。掲載論文の真正性については外部研究者を含めた論文査読を行っており(【資料 A-1-8】日本映画大学紀要査読要領)、不正行為を防止する体制がとられている。そ

の他、教育・創作・国際交流等の成果を、学内外に広く紹介することを目的とした機関誌「日本映画大学だ！」(【資料 A-1-9】「日本映画大学だ！」)を発行している。これは本学の前身である日本映画学校から続く取組みであり、学生が主体となって編集活動を行っているものである。

(3)A－1 の改善・向上方策(将来計画)

平成 26(2014)年度は、「日本学術振興会」から講演者を招聘し、科学研究費獲得及び研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインの説明会を実施、科学研究費申請者のために支援を行うなど、学内での研究活動の活性化を図ったが、平成 27(2015)年度は個人研究費使用要領及び競争的研究資金の間接経費使用要領について規定を明文化した。今後も競争的外部資金獲得のための重点的支援活動、資料費・研修費等の援助及び研究活動を活性化するための評価体制の整備と、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン等の規程の整備を行っていく。

研究室ないし研究スペース等、研究環境の向上の質的向上には、より一層の努力が必要である。平成 27(2015)年度においては、「総務委員会」と隣接委員会と協議の上、研究室等施設開室時間の延長の可能性について検討し、教員の需要に応えるため準備を進めている。

将来的に、本学の研究活動が東アジアの映画研究の一拠点となりうるよう、学内の創作系と理論系の学際的な知の融合、国内外の研究者との共同研究を奨励していく。

また、「出版・研究推進委員会」は、外部研究者による査読論文の実施等、盗用、改ざん等を防止するための取組みを引き続き行っていくとともに、今後の研究及び創作の発表の場としての更なる充実を図る。

[基準 A の自己評価]

研究費の適切な分配と、研究目的を達成するための全専任教員分の研究室が整備され、研究活動活性化のための評価体制の整備に向けて、専任教員の研究業績調査を行い、大学ウェブサイト等を活用した研究成果を対外的に発信している。

また、競争的資金の獲得については、平成 26(2014)年度より継続中の基盤研究(C)や、新たに平成 27(2015)年度から、基盤研究(B)が採択され、研究推進委員会の支援が成果を上げている。

教育・研究の成果を発表する紀要・機関誌の出版に関する活動としては、『日本映画大学紀要』及び『日本映画大学だ！』を発行するなど、教育・研究の成果を内外に周知する取組みを行っている。

本学の特色ある取組として基準 A を設け、以上のことから、基準 A は基準を満たしているものと評価できる。

基準 B. 社会との連携

B－1　大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

≪B－1 の視点≫

B-1-①　大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1)B－1 の自己判定

基準項目 B－1 を満たしている。

(2)B－1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

B-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

・大学施設の開放

本学は開学以来、川崎市との協定により白山キャンパスは、大学の授業や催しに差し支えない範囲で、地域住民への体育館とグラウンドの開放を行っている。平日は体育館を社会人のスポーツチームを対象として夕方 4 時から 8 時まで開放し、日曜、祝日には少年野球、少年サッカーチームへのグラウンド開放を行っている。(【資料 B-1-1】川崎市との地域開放に関する協定書)

また、本学の体育館とグラウンドと校舎の一部は、地域の避難所として位置づけられ、有事の際には開放することになっている。(【資料 B-1-2】川崎市との避難所協定書　【資料 2-9-3】と同じ)

さらに、白山校舎が旧白山小学校の跡地に整備していることから、白山地域の歴史ある「白山納涼祭」での交流とともに、学生及び職員が参加協力して地域連携の強化を図っている。これらの開放や交流は、川崎市と「一般社団法人白山まちづくり協議会」との連携により、開学以来実施されている。(【資料 B-1-3】「KAWASAKI ART NEWS」)(【資料 B-1-4】ホームページ「地域・社会連携」)

・公開講座、リフレッシュ講座など

本学では、大学開学以前から地元の川崎市麻生区役所「こども支援室」との連携事業を進めてきたが、平成 27(2015)年 8 月には麻生区役所「こども支援室」との共催事業として通算 5 回目となる「こども映画大学」(平成 25(2013)年まで 3 回実施した「日本映画大学わくわく体験ツアー」を昨年度より改称)を実施した。本プログラムは、アクティブ・ラーニングの一環としても活用し、3、4 年生専門科目の「シネリテラシー演習」と連動した形で実施されている。(【資料 B-1-5】「こども映画大学」チラシ)(【資料 B-1-6】「シネリテラシー演習」シラバス)

平成 27(2015)年度は、抽選で選ばれた麻生区内の小学 4 年～6 年生 39 名が参加し、「シネリテラシー演習」の履修生とともに、シナリオ作りから、スタッフ編成、撮影、編集までを行い、3 日間で 4 作品を制作し、最終日には、参加者保護者を上映会に招待し、白山キャンパスのスクリーンで「作品上映会」を行った。

平成 27(2015)年 5 月から 7 月及び 10 月から 12 月の期間には、前年度に引き続き、本学と「㈱映画 24 区」との主催・運営による産学連携の講座として、50 歳からはじめる俳優体験「俳優大学」を実施し、生涯教育にも貢献している。(【資料 B-1-7】「俳優大学」

チラシ)

このように教育機関として、地域貢献を目的としたワークショップ等の事業の実施のほか、毎年 10 月開催の地域の映画祭「KAWASAKI しんゆり映画祭」との提携、具体的には学生・教職員を含めての人的・物的支援も継続して行っている。(【資料 B-1-8】「KAWASAKI しんゆり映画祭」共催依頼書並びに貸出機材一覧)

また、毎年 4 月末からのゴールデンウィークに開催される地域の芸術祭「アルテリッカしんゆり芸術祭」に参加し、平成 28(2016)年 4 月に「無声映画と音楽の午後」を昭和音楽大学と共催した。(【資料 B-1-9】「無声映画と音楽の午後」チラシ)

また、平成 26(2014)年度から、本学教員の作品を地域に広く知ってもらうというコンセプトのもと、川崎市アートセンターにて「日本映画大学シネマ列伝 Vol.3」と題した特集上映会を実施し、本学教員である 3 人の作品を上映するとともに、鼎談も併催した。(【資料 B-1-10】「日本映画大学シネマ列伝 Vol.3」チラシ)

さらに、平成 27(2015)年 10 月には、新百合ケ丘地域の新しい祭典である「しんゆりマルシェ 2015」において日本映画大学に関する展示会を開催し、卒業制作のメーキングビデオの上映等を行うとともに、「園芸倶楽部」の学生が自作の野菜を販売するなどして好評を博した。(【資料 B-1-11】「しんゆりマルシェ 2015」リーフレット)

・卒業制作の地域での披露上映会

平成 28(2016)年 2 月には、第 2 期生の卒業制作 6 本の披露上映会を「イオンシネマ新百合ケ丘」で 2 日間実施し、学生や保護者、大学関係者のみならず、多くの地域住民が来場して好評を博した。(【資料 B-1-12】「卒業制作上映会」チラシ)

以上のように、川崎市の施策としての地元のまちづくり「しんゆり芸術のまちづくり」にも貢献している。

(3)B－1 の改善・向上方策(将来計画)

平成 23(2011)年 4 月の開学以来、大学施設の地域への開放や地域貢献のためのワークショップ等を、川崎市内、麻生区内、白山キャンパスの地域を対象として実施してきているが、今後は、さらに広い範囲に向けての公開講座や地域貢献のためのイベント開催を行う。

[基準 B の自己評価]

大学施設の開放については、白山キャンパスを拠点に、体育館とグラウンドを社会人や青少年を対象としたスポーツへの開放を行うとともに、有事の際には避難所としても開放することを地域に約束して、地域防災訓練などにも大学の施設を開放している。

また、白山地域の歴史ある祭り「白山納涼祭」へのグラウンド開放も行い、本学の学生や職員が納涼祭に協力し参加することで、地域と大学との連携及び関係性の強化を図っている。

さらに、地域の映画祭や芸術祭にも人的、物的協力を行い、川崎市の施策である「しんゆり芸術のまちづくり」にも芸術系の大学として貢献している。

本学の特色ある取組として基準Bを設け、以上のことから、基準Bは基準を満たしているものと評価できる。

基準C. 国際交流

C－1　国際交流の推進

≪C－1の視点≫

C-1-①　異文化理解と国際交流への対応

(1)C－1の自己判定

基準項目C－1を満たしている。

(2)C－1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

平成23(2011)年4月の開学以来、韓国、中国など東アジアを中心に留学生を積極的に受け入れている。また、毎年度、海外からの映画人を本学に招聘して特別講演会や交流イベントを開催してきたが、開催に関する平成26(2014)年度までの沿革は次表の通り。

〈特別講演会・交流イベントに関する沿革〉

平成23(2011)年8月	ポーランド国立ウッチ大学講師による学生ワークショップ「ドキュメンタリー制作プロジェクト」を実施。
平成23(2011)年12月	ポーランド国立ウッチ大学講師による学生ワークショップ作品「世界の夜明けから夕暮れまで」の日本プレミア特別上映会を日本映画大学新百合ヶ丘キャンパスで開催。
平成24(2012)年10月	インドネシア映画監督リリ・リザ氏と映画プロデューサー ミラ・レスマナ氏を招聘し特別講演会を開催。
平成25(2013)年11月	フランスの映画評論家アントワーヌ・ド・ベック氏を招聘し、映画監督 中原 俊(本学教授)との対談形式による特別講演会を開催。
平成26(2014)年9月	映画監督エリア・スレイマン氏、ドキュメンタリー監督レジー・ライフ氏を招聘して特別講演会を開催。
平成26(2014)年12月	全ロシア国立映画大学の卒業制作の特集上映会を開催し、全ロシア国立映画大学学長ウラジミール・マルショフ氏の講演会を実施

(【資料C-1-1】「世界の夜明けから夕暮れまで」上映会チラシ)

(【資料C-1-2】ホームページ「リリ・リザ氏と映画プロデューサー ミラ・レスマナ氏特別講演会」)

(【資料C-1-3】ホームページ「アントワーヌ・ド・ベック氏と中原 俊教授による特別講演会」)

(【資料C-1-4】ホームページ「エリア・スレイマン氏とレジー・ライフ氏による特別講演会」)

(【資料C-1-5】「全ロシア国立映画大学・卒業制作映画祭」チラシ)

さらに、世界の映画教育機関との提携については、特にアジア地域の交流に力を注ぎ、平成 26(2014)年度まで、次表のような学術交流協定締結並びに学生間の国際的な交流を実施してきた。

〈海外の大学との学術交流協定締結・海外の学生との交流に関する沿革〉

平成 24(2012)年 10 月	韓国国立芸術綜合学校と学術交流協定を締結。
平成 25(2013)年 8 月	韓国国立芸術綜合学校と本学による第 1 回共同映画制作を日本で実施。
平成 25(2013)年 11 月	国立台北芸術大学と学術交流協定を締結。
平成 26(2014)年 4 月	北京電影学院と学術交流協定を締結。
平成 26(2014)年 8 月	韓国国立芸術綜合学校と本学による第 2 回共同映画制作を韓国で実施。
平成 27(2015)年 3 月	国際交流基金との共催により、東南アジア各国の学生と本学の学生を対象とした第 1 回「…and Action! Asia―映画・映像専攻学生交流プログラム―」を実施。
平成 27(2015)年 8 月	韓国国立芸術綜合学校と本学による第 3 回共同映画制作を日本で実施。
平成 28(2016)年 3 月	国際交流基金との共催により、東南アジア各国の学生と本学の学生を対象とした第 2 回「…and Action! Asia―映画・映像専攻学生交流プログラム―」を実施。

(【資料 C-1-6】韓国国立芸術綜合学校との学術交流協定書)
(【資料 C-1-7】国立台北芸術大学との学術交流協定書・北京電影学院との学術交流協定書)
(【資料 C-1-8】「…and Action! Asia―映画・映像専攻学生交流プログラム―」ホームページ・国際交流)

平成 27(2015)年度は、第 3 回日韓学生共同制作として、韓国の学生が来日し「蝋人形」を完成させた。このように、日韓の相互交流はますます活発化している。(【資料 C-1-9】共同制作作品・企画書とスケジュール表)

平成 27(2015)年 4 月にはジャカルタ芸術大学との学術交流協定を締結し、東南アジアとの交流を一層推進することができた。(【資料 C-1-10】ジャカルタ芸術大学との学術交流協定書・ホームページ)

また、平成 27(2015)年 3 月に、「国際交流基金アジアセンター」との共催で実施した「…and Action! Asia―映画・映像専攻学生交流プログラム―」を、平成 28(2016)年 3 月に第 2 回「…and Action! Asia―映画・映像専攻学生交流プログラム―」として実施した。

映像制作や映画理論を学ぶ本学と東南アジア各国の学生が集い、映画・映像について実践的な研修を行いながら交流を深めた。具体的には、ジャカルタ芸術大学(インドネシア)、シラパコーン大学(タイ)、フィリピン大学(フィリピン)、ホーチミン映画演劇大学(ベトナム)、ヤンゴン国立芸術文化大学(ミャンマー)、日本映画大学(受入機関)の 6 大学で映画・映像を専攻する学生が各大学の指導教員と共に来日(計 20 人)し、映像表現と映画発信について、多角的な視野を養う機会として、盛りだくさんのプログラムを行った。(【資料 C-1-11】第 2 回「…and Action! Asia―映画・映像専攻学生交流プログラム―」ホームページ)

(3)C－1 の改善・向上方策(将来計画)

異文化理解と国際交流に関する改善・向上方策としては、平成 24(2012)年度以降、韓国を始め、台湾、中国、インドネシアとの学術交流を推進してきたところであり、この交流の機会を活用することで、教員並びに学生間の交流を図り、両校の関係性を強化して、作品交流、共同研究、講師派遣、交換留学などへの発展を図る。

さらに、平成 27(2015)年度以降は、東アジアに加えて東南アジア地域の映画大学間ネットワークを推進・強化していく。

［基準 C の自己評価］

異文化理解のための国際交流としては、平成 23(2011)年度の開学間もない頃からその機会に恵まれており、本年度はさらに充実させることができた。

また、平成 27(2015)年度からは、法人の委員会である「企画推進委員会」の「国際交流部会」を「国際交流センター」として発展させ、教員、事務職員が一体となった体制づくりを行っており、前述の日韓交流に加え、中国、台湾、ジャカルタの大学との学術交流協定提携も実現した。

本学の特色ある取組として基準Cを設け、以上のことから、基準Cは基準を満たしているものと評価できる。

Ⅴ．エビデンス集一覧

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人神奈川映像学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの）	
	大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	日本映画大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	日本映画大学学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの）	
	事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの）	
	事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人神奈川映像学園規程集（平成 28 年 4 月 1 日現在）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	役員一覧表（平成 28 年 4 月 1 日現在）、評議員一覧表（平成 28 年 4 月 1 日現在）、理事会・評議員会開催状況、表決書	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	履修ガイド・シラバス	

基準 1．使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1．使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	日本映画大学学則　（1 条）	【資料 F-3】と同じ
1-2．使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	日本映画大学学則　（1 条）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	大学案内　P1	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-3】	日本映画大学学生募集要項　見返し	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-4】	ホームページ「３つのポリシー」	
1-3．使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	ホームページ「使命・目的及び教育目的」	
【資料 1-3-2】	学生便覧　P54	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-3】	大学案内　P1	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-4】	平成 25(2013)年度第 2 回企画委員会議事要録	
【資料 1-3-5】	日本映画大学中期目標・中期計画一覧表(中間まとめ)	

【資料 1-3-6】	平成 27(2015)年度 3 月定例教授会議事要録	
【資料 1-3-7】	ホームページ「教員紹介」	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	日本映画大学学生募集要項　見返し	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	ミニパンフレット	
【資料 2-1-3】	エビデンス集(データ編)【表 2-1】学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移(過去 5 年間)	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	日本映画大学学則　（1 条）	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-2】	学生便覧　P8	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-3】	履修ガイド・シラバス　P7	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-4】	ホームページ「３つのポリシー」	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 2-2-5】	学生便覧　P15-21	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-6】	履修ガイド・シラバス　P12-17	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-7】	学生便覧　P15-16	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-8】	履修ガイド・シラバス　P12	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-9】	学生便覧　P12-21	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-10】	履修ガイド・シラバス・履修チャート　P8-11	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-11】	履修ガイド・シラバス・履修モデル　P18-23	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-12】	平成 27(2015)年度第 12 回及び第 13 回教務委員会議事要録	
【資料 2-2-13】	平成 27(2015)年度後期履修指導方針	
【資料 2-2-14】	平成 27(2015)年度後期単位修得状況	
【資料 2-2-15】	平成 27(2015)年度 2 月定例教授会議事要録及び 2 月定例教授会（卒業判定）議事要録	
【資料 2-2-16】	履修登録に際しての注意事項(平成 28 年度前期)	
【資料 2-2-17】	学生便覧　P25-26	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-18】	履修ガイド・シラバス　P9	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-19】	休学者、復学者及び必修・選択必修科目不合格者に係る学年と履修指導方針	
【資料 2-2-20】	平成 28(2016)年度前期科目配分表	
【資料 2-2-21】	学生便覧　P22、P12	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-22】	履修ガイド・シラバス　P8	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-23】	平成 27(2015)年度第 7、8、9、10 回教務委員会議事要録	
【資料 2-2-24】	長編シナリオ 3 科目における不合格者数の推移(平成 28 年度（2016）前期 4 月 12 日付)	
【資料 2-2-25】	日本映画大学履修規程（6 条）	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-26】	学生便覧　P25、P30-31	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-27】	履修ガイド・シラバス　P9	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-28】	履修登録に際しての注意事項(平成 28 年度（2016）前期)	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	日本映画大学教授会委員会規程別表	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-3-2】	日本映画大学スチューデント･アシスタントに関する取扱要項	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-3-3】	スチューデント・アシスタント制度のガイドライン	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-3-4】	平成 27(2015)年度 7 月定例教授会議事要録	
【資料 2-3-5】	日本映画大学学則　（19 条）	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-3-6】	エビデンス集(データ編)【表 F-4】学部・学科の学生定員及び在籍学生数	

【資料 2-3-7】	平成 27(2015)年度前期・後期学生授業アンケート調査票及び集計結果表	
【資料 2-3-8】	平成 27(2015)年度学生満足度調査結果	
【資料 2-3-9】	平成 27(2015)年度学修状況実態・行動調査結果	
2-4. **単位認定、卒業・修了認定等**		
【資料 2-4-1】	日本映画大学学則（28、29、30 条）	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-2】	日本映画大学履修規程（18 条）	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-3】	日本映画大学入学者の既修得単位の認定規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-4】	平成 27(2015)年度 2 月定例教授会議事要録（卒業判定）	
【資料 2-4-5】	平成 27(2015)年度第 12､13 回教務委員会議事要録	
【資料 2-4-6】	日本映画大学学則(学則別表 2)	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-7】	成績評価確認期間のお知らせ(平成 28(2016)年 4 月)	
【資料 2-4-8】	日本映画大学履修規程（19 条）	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-9】	学生便覧　P30-31	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-10】	平成 27(2015)年度後期単位修得状況	
【資料 2-4-11】	留年についての考え方（平成 25(2013)年度 5 月定例教授会資料）	
【資料 2-4-12】	必修・選択必修科目の不合格者への対応方針	
【資料 2-4-13】	履修チャート（再履修用・全 21 頁）	
【資料 2-4-14】	2 年前期における専門コース選択のガイドライン（平成 26（2014）年 6 月定例教授会承認）	
【資料 2-4-15】	平成 27(2015)年度第 2､5､10 回教務委員会議事要録	
【資料 2-4-16】	学生便覧　P37	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-17】	日本映画大学学則（44､45 条）	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-18】	日本映画大学学位規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-19】	平成 27(2015)年度 2 月定例教授会（卒業判定）議事要録	
【資料 2-4-20】	学生便覧　P8､P13-15	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-21】	履修ガイド・シラバス　P7､P10-11	【資料 F-12】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	学生便覧　P16､P51	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-2】	履修ガイド・シラバス　P69､P74-76	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-5-3】	平成 28(2016)年度日本映画大学インターンシップの手引き	
【資料 2-5-4】	キャリアサポートセンターを利用しましょう	
【資料 2-5-5】	日本映画大学キャリアサポートセンター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-5-6】	平成 27(2015)年度キャリア・カウンセリング日程表	
【資料 2-5-7】	就職ガイダンス配布資料(平成 27(2015)年 1 月)	
2-6. **教育目的の達成状況の評価とフィードバック**		
【資料 2-6-1】	平成 27(2015)年度前期・後期学生授業アンケート調査票及び集計結果表	【資料 2-3-7】と同じ
【資料 2-6-2】	平成 27(2015)年度第 2 回 FD 委員会議事要録	
【資料 2-6-3】	平成 27(2015)年度学修状況実態・行動調査結果	【資料 2-3-9】と同じ
【資料 2-6-4】	平成 27(2015)年度第 3 回 FD 委員会議事要録	
【資料 2-6-5】	平成 27(2015)年度第 12 回教務委員会議事要録及び資料	
【資料 2-6-6】	在学生の進路アンケート調査	
【資料 2-6-7】	卒業後の進路現況報告書	
【資料 2-6-8】	平成 27(2015)年度学生満足度調査結果	【資料 2-3-8】と同じ
【資料 2-6-9】	平成 27(2015)年度 3 月定例教授会議事要録及び資料	
【資料 2-6-10】	平成 27(2015)年度 12 月定例教授会議事要録及び資料	
【資料 2-6-11】	平成 27(2015)年度後期学生授業アンケート調査集計結果表	
【資料 2-6-12】	平成 27(2015)年度第 2 回 FD 委員会議事要録	【資料 2-6-2】と同じ

【資料 2-6-13】	蔵書検索画面のプリントアウト	
【資料 2-6-14】	平成 27(2015)年度 3 月定例教授会議事要録及び資料	
【資料 2-6-15】	平成 27(2015)年度後期教員相互の授業参観 報告書	
【資料 2-6-16】	平成 27(2015)年度第 1､2 回 FD 研修会報告書	
【資料 2-6-17】	平成 27(2015)年度第 5 回 FD 委員会議事要録	
2-7. **学生サービス**		
【資料 2-7-1】	日本映画大学映画学部教授会委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-7-2】	外国人留学生を対象にした外部奨学金申請書類	
【資料 2-7-3】	日本映画大学スチューデント・アシスタントに関する取扱要項	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-7-4】	日本映画大学外国人留学生チューターに関する取扱要項	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-7-5】	平成 26(2014)年度第 10 回学生委員会議事要録	
【資料 2-7-6】	エビデンス集（データ編）【表 2-14】学生の課外活動への支援状況	
【資料 2-7-7】	学生便覧　P49-50	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-8】	平成 23(2011)年度第 5 回学生委員会議事要録	
【資料 2-7-9】	カウンセリング制度に関する掲示物	
【資料 2-7-10】	エビデンス集（データ編）【表 2-12】学生相談室、医務室等の利用状況	
【資料 2-7-11】	一緒に考えましょうデート DV ワークショップ（掲示物）	
【資料 2-7-12】	日本映画大学外国人留学生チューターに関する取扱要項	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-7-13】	平成 27(2015)年度第 2 回学生委員会議事要録	
【資料 2-7-14】	在学生の進路アンケート調査	【資料 2-6-6】と同じ
【資料 2-7-15】	学生便覧 3.キャリアカウンセリング　P51	【資料 F-5】と同じ
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	エビデンス集（データ編）【F-6】全学の教員組織	
【資料 2-8-2】	エビデンス集（データ編）【表 2-15】専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【資料 2-8-3】	平成 28 年度 1 年次担当教員一覧	
【資料 2-8-4】	平成 26(2014)年度 3 月及び平成 27(2015)年度 2 月人事教授会議事要録	
【資料 2-8-5】	平成 27(2015)年度前期・後期学生授業アンケート調査票及び集計結果表	【資料 2-3-7】と同じ
【資料 2-8-6】	日本映画大学における教育活動評価実施要項	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-7】	平成 27(2015)年度 11 月定例教授会議事要録及び資料	
【資料 2-8-8】	エビデンス集（データ編）【表 2-5】授業科目の概要	
2-9. **教育環境の整備**		
【資料 2-9-1】	エビデンス集（データ編）【表 2-18】校地、校舎等の面積	
【資料 2-9-2】	大学案内　P41-P42	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-9-3】	川崎市との避難所協定書	
【資料 2-9-4】	耐震に関する書類	
【資料 2-9-5】	日本映画大学附属図書館規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-9-6】	日本映画大学附属図書館利用規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-9-7】	エビデンス集・データ編【表 2-23】図書、資料の所蔵数【表 2-25】情報センター等の状況	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. **経営の規律と誠実性**		
【資料 3-1-1】	学校法人神奈川映像学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人神奈川映像学園寄附行為実施規程	【資料 F-9】と同じ

【資料 3-1-3】	学校法人神奈川映像学園寄附行為（6、7、23 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-4】	学校法人神奈川映像学園監事監査規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-5】	監査計画説明書	
【資料 3-1-6】	事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 3-1-7】	学校法人神奈川映像学園常勤理事会運営規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-8】	平成 27(2015)年度常勤理事会議事要録	
【資料 3-1-9】	エビデンス集（データ編）【表 2-18】校地・校舎面積【表 F-6】教員数	
【資料 3-1-10】	学校法人神奈川映像学園就業規則（6 条）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-11】	学校法人神奈川映像学園ハラスメントの防止等に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-12】	ハラスメント対策委員会議事要録	
【資料 3-1-13】	学校法人神奈川映像学園個人情報の保護に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-14】	川崎市との避難所協定書	【資料 2-9-3】と同じ
【資料 3-1-15】	警備業務請負契約書	
【資料 3-1-16】	ホームページ「法令に基づく情報公開」	
【資料 3-1-17】	エビデンス集（データ編）【表 3-3】教育研究活動等の公表状況	
【資料 3-1-18】	学校法人神奈川映像学園寄附行為（26 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-19】	学校法人神奈川映像学園情報公開規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-20】	情報公開請求書	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-21】	エビデンス集（データ編）【表 3-4】財務情報の公表（前年度実績）	
【資料 3-1-22】	ホームページ「財務情報」	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人神奈川映像学園寄附行為（5、6 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	平成 27(2015)年度理事会議事録	
【資料 3-2-3】	平成 27(2015)年度常勤理事会議事要録	【資料 3-1-8】と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	日本映画大学学則（9 条）	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-2】	日本映画大学映画学部教授会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-3-3】	日本映画大学映画学部教授会委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-3-4】	学校法人神奈川映像学園事務組織規程	【資料 F-9】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	平成 27(2015)年度定例教授会議事要録	
【資料 3-4-2】	平成 27(2015)年度企画戦略室会議議事録	
【資料 3-4-3】	学校法人神奈川映像学園寄附行為（7 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-4】	学校法人神奈川映像学園監事監査規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-4-5】	平成 27(2015)年度理事会議事録	【資料 3-2-2】と同じ
【資料 3-4-6】	平成 27(2015)年度評議委員会議事録	
【資料 3-4-7】	学校法人神奈川映像学園寄附行為（19 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-8】	平成 27(2015)年度定例教授会議事要録	【資料 3-4-1】と同じ
【資料 3-4-9】	平成 27(2015)年度企画戦略室会議議事録	【資料 3-4-2】と同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人神奈川映像学園事務組織規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-5-2】	SD 研修会資料	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	日本映画大学中期目標・中期計画一覧表(中間まとめ)	【資料 1-3-5】と同じ
【資料 3-6-2】	事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 3-6-3】	決算等の計算書類（過去 5 年間）	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-6-4】	平成 27(2015)年度「私立大学等改革総合支援事業」の選定結	

	果について（通知）	
【資料 3-6-5】	平成 27(2015)年度「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」交付内定について（通知）	
【資料 3-6-6】	科学研究費助成事業（科学研究費補助金）交付決定通知書	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人神奈川映像学園経理規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-7-2】	監査結果報告書	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	学生便覧　P8	【資料 F-5】と同じ
【資料 4-1-2】	日本映画大学自己点検・評価規程（3 条）	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-3】	日本映画大学自己点検・評価規程（5 条）	【資料 F-9】と同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	平成 27(2015)年度学修状況実態・行動調査結果	【資料 2-3-9】と同じ
【資料 4-2-2】	平成 27(2015)年度前期・後期学生授業アンケート調査票及び集計結果表	【資料 2-3-7】と同じ
【資料 4-2-3】	平成 27(2015)年度学生満足度調査結果	【資料 2-3-8】と同じ
【資料 4-2-4】	日本映画大学自己点検・評価規程（7 条）	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-5】	ホームページ（大学の取り組み）	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	日本映画大学自己点検・評価規程（7 条）	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-3-2】	学校法人神奈川映像学園企画委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-3-3】	平成 24(2012)年度第 2 回企画委員会議事要録	
【資料 4-3-4】	「日本映画大学における PDCA サイクルについて」	

基準 A. 研究活動

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 研究活動の活性化		
【資料 A-1-1】	資金収支計算書　P2	【資料 F-11】と同じ
【資料 A-1-2】	日本映画大学における個人研究費取扱要領	
【資料 A-1-3】	エビデンス集（データ編）【表 2-19】教員研究室の概要	
【資料 A-1-4】	エビデンス集（データ編）【表 3-3】教育研究活動の公表状況	【資料 3-1-17】と同じ
【資料 A-1-5】	ホームページ(教員紹介)	
【資料 A-1-6】	科学研究費助成事業（科学研究費補助金）交付決定通知書	【資料 3-6-6】と同じ
【資料 A-1-7】	「日本映画大学紀要」第 1 号	
【資料 A-1-8】	日本映画大学紀要査読要領	
【資料 A-1-9】	「日本映画大学だ！」	

基準 B. 社会との連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 B-1-1】	川崎市との地域開放に関する協定書	
【資料 B-1-2】	川崎市との避難所協定書	【資料 2-9-3】と同じ
【資料 B-1-3】	「KAWASAKI ART NEWS」	
【資料 B-1-4】	ホームページ「地域・社会連携」	
【資料 B-1-5】	「こども映画大学」チラシ	
【資料 B-1-6】	「シネリテラシー演習」シラバス	

【資料 B-1-7】	「俳優大学」チラシ	
【資料 B-1-8】	「KAWASAKI しんゆり映画祭」共催依頼書並びに貸出機材一覧	
【資料 B-1-9】	「無声映画と音楽の午後」チラシ	
【資料 B-1-10】	「日本映画大学シネマ列伝 Vol.3」チラシ	
【資料 B-1-11】	「しんゆりマルシェ 2015」リーフレット	
【資料 B-1-12】	「卒業制作上映会」チラシ	

基準 C. 国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
C-1. 国際交流の推進		
【資料 C-1-1】	「世界の夜明けから夕暮れまで」上映会チラシ	
【資料 C-1-2】	ホームページ「リリ・リザ氏と映画プロデューサー ミラ・レスマナ氏特別講演会」	
【資料 C-1-3】	ホームページ「アントワーヌ・ド・ベック氏と中原 俊教授による特別講演会」	
【資料 C-1-4】	ホームページ「エリア・スレイマン氏とレジー・ライフ氏による特別講演会」	
【資料 C-1-5】	「全ロシア国立映画大学・卒業制作映画祭」チラシ	
【資料 C-1-6】	韓国国立芸術綜合学校との学術交流協定書	
【資料 C-1-7】	国立台北芸術大学との学術交流協定書・北京電影学院との学術交流協定書	
【資料 C-1-8】	「…and Action! Asia―映画・映像専攻学生交流プログラム―」ホームページ・国際交流	
【資料 C-1-9】	共同制作作品・企画書とスケジュール表	
【資料 C-1-10】	ジャカルタ芸術大学との学術交流協定書・ホームページ	
【資料 C-1-11】	第 2 回「…and Action! Asia―映画・映像専攻学生交流プログラム―」ホームページ	